

兵庫県代表監査委員 殿

## 調査報告書

公表版

令和7年3月19日

文書問題に関する第三者調査委員会

委員長 藤本久俊

委員 上田日出子

委員 白井俊美

本報告書は、文書問題に関する第三者調査委員会が実施した調査について、その報告を行うものです。

本報告書は、与えられた時間と条件のもと、可能な限り適切と考える調査、分析等を行った結果をまとめたものですが、今後新たな事実等が判明した場合には、その内容が変わる可能性があります。

## 目次

第1章 序論	1
第1 委託契約の締結等	1
第2 各委員、調査員への委託事項、調査事項	1
第3 本調査委員会の構成と利害関係の有無	1
第4 本調査委員会の兵庫県当局からの独立性と中立性	2
第5 プライバシーへの配慮と二次被害の防止	3
第6 調査の経過・方法とその実施	3
1 ホットラインの開設とその結果	3
2 兵庫県の各部署への資料提供要求とその結果	5
3 県以外の組織に対する資料提供及び書面照会のお願いとその結果	6
4 ヒアリングの実施	7
5 現地視察	7
6 百条委員会に提出された資料と同委員会が実施した尋問とアンケートの把握	8
第7 本調査の期間等	8
第8 兵庫県の組織概要等	9
第2章 本件の経緯	11
第1 齋藤知事当選後の組織体制の変革等	11
第2 本件文書の作成と配布	12
第3 本件文書に対する兵庫県の対応	12
1 齋藤知事の本件文書取得とその後の調査	12
2 元西播磨県民局長に対する当座の処遇	12
3 内部公益通報	12
4 懲戒処分を視野に入れた人事課調査	13
5 内部公益通報についての調査	13
6 懲戒処分	13
7 本件百条委員会の動向	13
8 内部公益通報の結果と県による改革措置	13
第4 本件文書の主要な関係者の略歴等	14
1 齋藤知事	14
2 片山元副知事	14
3 B 氏	14
4 C 氏	15
5 D 氏	15

6 H 氏	16
7 元西播磨県民局長	16
第3章 本件文書に記載された事項1の調査結果	17
—ひょうご震災記念21世紀研究機構の人事をめぐる問題について—	
第1 本件文書の記載	17
第2 判断の前提事項	18
第3 事実認定	19
第4 評価	22
第4章 本件文書に記載された事項2の調査結果	24
—令和3年7月に実施された兵庫県知事選挙をめぐる問題について—	
第1 本件文書の記載	24
第2 判断の前提事項	24
第3 事実認定	25
1 関係者らの関係	25
2 斎藤知事が令和3年の兵庫県知事選挙に立候補し、当選した経緯	26
3 斎藤知事が令和3年知事選挙に立候補を表明した後の関係者らの関与	27
4 斎藤知事が知事に就任した後の関係者らの処遇	28
第4 評価	29
第5章 本件文書に記載された事項3の調査結果	31
—令和7年に実施予定であった兵庫県知事選挙の事前運動をめぐる問題について—	
第1 本件文書の記載	31
第2 事実認定	31
第3 評価	33
第6章 本件文書に記載された事項4の調査結果	34
—贈答品に係る問題について—	
第1 本件文書の記載	34
第2 判断の前提事項	35
第3 事実認定	37
1 h社 によるコーヒーメーカー等贈与の有無とその経緯	37
2 j社 による自転車贈与の有無とその経緯	43
3 s (役場) によるゴルフのアイアンセット贈与の有無とその経緯	45
4 k社 によるスポーツウェア等の贈与、特定企業との癒着の有無	

及び経緯	47
5 視察先企業リストに役得が列記されていることの有無	50
6 農産物や食品関係の贈答品の独り占めの有無とその経緯	50
7 出張先での飲食のタカリ体質、お土産必須の有無及び経緯	51
8 その他、本件文書には記載されていないが、齋藤知事が受領した贈答品の有無とその経緯	52
9 齋藤知事のおねだり体質が県庁内でも有名で、齋藤知事の自宅に贈答品が山のように積まれていることの有無	54
第4 評価	55
 第7章 本件文書に記載された事項5の調査結果	57
—令和5年7月に開催された政治資金パーティーをめぐる問題について—	
第1 本件文書の記載	57
第2 判断の前提事項	57
1 政治資金パーティー	57
2 経営指導員の定数削減問題	58
3 兵庫県信用保証協会の業務、兵庫県との関係	60
4 文書に名前の挙げられている兵庫県の職員及び元職員	60
5 政治的行為の規制	61
第3 事実認定	61
1 実務世話人組織によるパーティー券販売活動への関与	61
2 県職員のパーティー券販売活動への関与	62
3 経営指導員の削減に関する県の考え方	62
4 兵庫県信用保証協会理事長の人事	63
5 t銀行への利益供与	64
6 小括	64
第4 評価	65
 第8章 本件文書に記載された事項6の調査結果	67
—令和5年11月に実施されたプロ野球球団優勝記念パレードをめぐる問題について—	
第1 本件文書の記載	67
第2 事実認定	68
1 本件パレードについて	68
2 本件補助金について	72
第3 評価	75
1 本件パレードの協賛金と本件補助金との関係	75

2	v社 等の企業から便宜供与の見返りとして本件パレードの協賛金を拠出させたとの指摘について ······	77
3	本件パレードを担当した課長の問題について ······	78
4	小括 ······	79
第9章	本件文書に記載された事項7の調査結果 ······	81
	一職員に対するパワーハラスメント、不適切な言動ないし対応の有無について一	
第1	本件文書の記載 ······	81
第2	事実認定 ······	81
1	執務室、出張先に関係なく、関係職員を怒鳴りつけるとの指摘について ···	81
2	広報関係をめぐる事象について ······	84
3	机を叩いて叱責する等、職員に対する威圧的な言動について ······	91
4	その他、齋藤知事の振る舞いとして問題となりうる言動 ······	93
5	チャット問題 ······	96
6	齋藤知事の気に入らない者に対して左遷人事がなされたとの件について ···	97
7	ココロンカードをめぐる問題 ······	97
第3	評価 ······	100
1	基本的な考え方 ······	100
2	関係法律と厚労省指針、人事院規則、兵庫県ハラスメント防止指針 ·····	100
3	評価の対象とその基準 ······	103
4	個々の行為がハラスメントに当たるかについて ······	104
5	小括 ······	119
第10章	公益通報などの観点から見た場合の県の対応の問題点について ······	120
第1	本件の経緯 ······	120
1	本件文書の配布と齋藤知事の入手 ······	120
2	本件文書作成者に関する調査 ······	120
3	4月4日の公益通報後のこと ······	122
4	懲戒処分 ······	123
5	4月4日の公益通報の調査結果 ······	124
第2	公益通報者保護法とその関連法規等 ······	124
第3	本件文書の作成・配布行為に対する兵庫県の対応の適否 ······	130
1	序 ······	130
2	本件文書の作成・配布行為の公益通報該当性 ······	131
3	齋藤知事と片山元副知事ら利害関係者が関与したことの適否 ······	135
4	本件通報者探索行為の適法性 ······	135

5 本件3月27日付け人事の適法性	137
6 本件懲戒処分の適法性	138
第4 元副知事に対する要請行為について	148
第5 本件内部通報に対する対応について	149
第6 知事の令和6年3月27日の記者会見における発言について	149
 第11章 原因・背景分析等	151
第1 はじめに	151
第2 背景となる状況	152
第3 職員に対するパワハラと不適切な言動ないし対応が現出した原因	154
第4 公益通報制度がうまく運用できなかった要因	162
 第12章 まとめに代えて	168
－より良き兵庫県政であるために－	

- 添付資料1 「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について（令和6年3月12日現在）」  
と題する文書
- 添付資料2 ホットライン設置のご案内及び質問事項（現職員）
- 添付資料3 ホットライン設置のご案内及び質問事項（元職員）
- 添付資料4 兵庫県の組織図（令和3年4月当時 井戸前知事時代）
- 添付資料5 兵庫県の組織図（令和4年5月当時 齋藤知事就任後の組織改編。新県政推進室発足及び5部制から12部制への変更）
- 添付資料6 兵庫県の組織図（令和5年4月当時 新県政推進室解散後）
- 添付資料7 兵庫県の組織図（令和6年4月当時 理事制度導入後）
- 添付資料8 航空地図（兵庫県立考古博物館の駐車場）
- 添付資料9 ひょうごっ子ココロンカード（令和3年度発行分～令和6年度発行分まで）
- 添付資料10 人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）の運用について
- 添付資料11 兵庫県ハラスメント防止指針
- 添付資料12 兵庫県職員公益通報制度実施要綱（令和4年12月1日施行）
- 添付資料13 兵庫県職員公益通報制度実施要綱（令和6年12月16日施行）
- 添付資料14 公益通報外部窓口運営要領

## 第1章 序論

### 第1 委託契約の締結等

兵庫県は、令和6年9月12日、文書問題に関する第三者調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を構成することになる委員3名とこれを補助する調査員3名に対し、兵庫県の職員が令和6年3月に「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について（令和6年3月12日現在）」と題する添付資料1記載の文書（以下「本件文書」という。）を作成、配布した事案（以下「本件事案」という。）に関して、調査委員会を構成して調査を行うことを委託し、各委員及び調査員はこれを承諾した。

### 第2 各委員、調査員への委託事項、調査事項

各委員、調査員が委託された事項は、以下のとおりである。

- 1 本件事案に関する事実関係の究明、把握、調査、認定、評価
- 2 公益通報の観点などから、本件文書に関する兵庫県当局の取扱いに関する事実を調査し、これを評価することを含め、上記に関連する事項その他委員が必要と認める事項

### 第3 本調査委員会の構成と利害関係の有無

#### 1 委員会の構成、選任過程

本調査委員会の構成は、以下のとおりで、いずれも兵庫県弁護士会からの推薦により選任された。

委員長 藤本久俊（弁護士法人アーネスト法律事務所 弁護士）

委員 上田日出子（佐藤法律事務所 弁護士）

委員 白井俊美（白井俊美法律事務所 弁護士）

また、本調査委員会は、以下の者を調査員として選任し、本調査の補助をさせた。

調査員 村上英樹（神戸むらかみ法律事務所 弁護士）

調査員 長城紀道（芦屋法律事務所 弁護士）

調査員 松谷卓也（神戸明石町法律事務所 弁護士）

#### 2 利害関係の有無

上記の委員、調査員は、いずれも、兵庫県及び本件文書で問題とされた個人ないし団体と利害関係を有していない。

#### 3 庶務

本件事案の調査を行うに当たっては、兵庫県内部の資料の入手が必要と見込まれ

たが、本調査委員会は、兵庫県庁の組織の外にあるため、必要な調査を円滑に行うためには兵庫県の職員の協力が必要不可欠であった。

他方で、本件事案は兵庫県の職員全体に係る事案であることから、調査の内容は可能な限り兵庫県の職員に知られないようにする必要があった。

そのため、本調査委員会には、兵庫県の職員によって構成される事務局は設置せず、本調査委員会自体が事務局機能を担うこととした。

そして、本調査委員会から兵庫県の各部署へ資料提供の要求等をする際の必要最低限の連絡調整事務（どの部署が本調査委員会の要求する資料を提供することができるかといった窓口の連絡調整、連絡や全職員へのホットライン設置の案内文の発送代行）のみを、監査委員事務局の中の特定の担当職員に依頼することとした。

その上で、各部署から提出された資料等は監査委員事務局を通さず、各部署から本調査委員会が直接提供を受け、後述するホットラインによる情報提供結果についても、本調査委員会の委員と調査員のみに閲覧権限を付与し、ヒアリングについても、本調査委員会が対象者を決定するだけでなく、呼出し等の連絡も行うこととし、兵庫県及び職員との間での調査内容に関する情報共有を遮断した。

#### 第4 本調査委員会の兵庫県当局からの独立性と中立性

本調査委員会は、日本弁護士連合会が令和3年3月19日付けで作成した「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」（以下「日弁連指針」という。）に準拠して設置された委員会であり、委託者からの独立性と中立性を確保しながら、客観的で信頼度の高い調査を実現する必要がある。

そこで、本調査委員会と兵庫県は、委託契約を締結するにあたり、本調査委員会の活動の独立性と中立性を確保し、かつ、調査に協力した職員その他の者のプライバシー等を守るため、日弁連指針に従うものとするほか、兵庫県が策定した「文書問題に関する第三者調査実施要綱」、「文書問題に関する第三者調査委員会調査等指針」に基づき、概要、以下の事項を合意した。

##### 1 対象者への配慮

事案によっては事案関係者の対象者名秘匿を条件に事情聴取することも検討すべきであること。

聞き取り調査場所や調査日時、調査時間の配分等についても、対象者が特定されないよう配慮すること。場合によっては、庁舎外での聞き取り等、特段の配慮をすること。

##### 2 記録の管理処分権

本調査委員会の議事録、調書等及び収集した証拠資料は、兵庫県には引き渡さないこと。

##### 3 報告書

報告書案の作成等を含めて、兵庫県が報告書の内容に実質的に関与をするものであってはならない。

報告書の作成に先立ち、又は作成中において、本調査委員会は兵庫県との間で報告書の実質上の内容に関して協議してはならない。

#### 4 庶務

本調査委員会の庶務は、兵庫県監査委員事務局に依頼するもの（調査の実施に当たって必要な兵庫県との連絡調整等の事務）を除き、本調査委員会において処理する。

### 第5 プライバシーへの配慮と二次被害の防止

本調査委員会は、本件事案は齋藤元彦兵庫県知事（以下「齋藤知事」という。）という兵庫県のトップ対象となる調査である上、ハラスメントの有無と評価も調査事項としていることから、情報提供者が不利益な取扱いを受け、又は将来において不利益な影響があると懸念して情報提供を控えることを回避するため、情報提供をした職員等の固有名詞等は、報告書作成に当たって可能な限り秘匿することとした（公表用の報告書概要版だけでなく兵庫県提出用の報告書についても同様である）。

### 第6 調査の経過・方法とその実施

#### 1 ホットラインの開設とその結果

##### (1) ホットライン開設の概要

本調査委員会による調査開始時、本件文書を作成した職員は既に死亡していた。

そのため、当該職員が本件文書を作成するに当たって、どのようにして、あるいは誰から情報を取得したかや、どのような資料に基づいて本件文書を作成したか、記載内容を裏付ける事実関係を把握していると思われる関係者が誰であるかを当該職員自身からヒアリングすることはできない状況であった。

加えて、本件事案は兵庫県職員の全体に関する事案であったことから、事実認定の前提、調査の端緒として、広く情報提供を呼び掛ける必要があった。

本調査委員会の調査に先立って、兵庫県議会が地方自治法100条に基づいて設置した文書問題調査特別委員会（以下「本件百条委員会」という。）が兵庫県職員約9700人を対象として行ったアンケートは、無記名での回答を認めていたが、無記名の情報提供者に対してはヒアリングを行うことができず、情報提供者や関係者、対象者の供述が不一致となった場合に、事実関係の真偽を見定めるための詳細な検討ができないとの懸念があった。

また、記名回答者については、個人情報保護の観点からすると、本件百条委員会が入手したアンケートを入手すること自体が困難と予想された。

そこで、本調査委員会は、兵庫県とその外郭団体に所属する県職員並びに元職員を対象としてホットラインを開設し、本件事案についての情報提供を呼び掛ける

こととした。

上記ホットラインにおいては、情報の正確性を担保するとともに、更なる情報提供ないしヒアリングによってその真否を確認するため、氏名と所属及び連絡先を明記して情報提供することを求め、匿名での情報提供は受け付けないこととした。

なお、ホットラインによる回答に当たっては、回答をしやすくするため、本調査委員会の独立性、中立性、記録の不引渡しといった位置づけを説明するだけでなく、入力フォーム（グーグルフォームを使用した）URLに加え、二次元バーコードも作成し、職員が退庁後にスマートフォンで他の職員の目を気にせず回答できる形式とし、回答の閲覧権限は本調査委員会の委員と調査員のみが持つこととした。

#### (2) 兵庫県及びその外郭団体に所属する県職員を対象とするホットライン

本調査委員会は、監査委員事務局に対し、令和6年9月20日、兵庫県及びその外郭団体に所属する県職員1万1482名（非正規職員を含む）を対象として、設置期間を同年10月15日までとする、添付資料2のホットライン設置の案内をメールで配信するよう要請した。

その結果、設置期間後に遅れて情報提供されたものも含め、累計113名から情報提供を得た。

なお、ホットラインの回答中に、休職者はホットラインを見ていないという声があつたことから、休職者に対しても、各所属長を経由して、可能な限り、ホットライン設置の案内を追加で連絡し、情報提供を呼び掛けた。

#### (3) 元職員を対象とするホットライン

本調査委員会の調査時点において既に退職していた職員にも情報提供を呼び掛けるべく、本調査委員会は、兵庫県の元職員が多く加入している親睦団体に協力の可否を打診した。

しかし、近年は、退職した県職員が当該親睦団体に加入しないケースが増えていたことであった。

そこで、本調査委員会は、監査委員事務局又は人事課を通じて元職員へホットライン設置の案内文の郵送事務を代行することを打診した。

これに対し、人事当局からは、兵庫県は、大半の元職員については、個人のメールアドレスを把握していないこと、郵送しても、退職後に住所が移転している場合は届かないし、郵送は事務が煩瑣となること、本件文書に関する問題に関わり得る元職員は主に幹部級職員であつたり、特定の所属で勤務していた職員であつたりすると考えられるが、齋藤知事が就任した令和3年8月以降に退職した元職員の大半はこれに該当しないことが想定されることから、退職者全員に案内文を郵送することは非効率であること等の事情説明を受けた。また、令和3年8月以降に退職した兵庫県の課長級以上の元職員は、兵庫県の再就職支援により現在も県の外

郭団体等で勤務している者が多く、これらの元職員であれば次年度の勤務に関する意向調査に合わせて各団体で使用しているメールアドレスにホットライン設置の案内を送ることができるとの説明も受けた。人事当局の説明によれば、令和3年8月以降の退職者842名のうち、兵庫県で再任用職員として勤務している者及び再就職支援を受けて外郭団体等で勤務している者など、メール配信可能な元職員は460名（再任用職員291名、再就職169名）で半数を超える、その他に定年を迎えた元職員のうち再任用または再就職支援を希望しなかった者が131名、定年前に自己都合等の理由で退職した者が251名であるが、自己都合退職した職員は県での勤務年数が長くはなく、役職についていない若手職員が多いとのことであった。

そこで、本調査委員会は、①調査期間に限りがある中、元職員へのホットラインの案内がさらに遅れることは避けるべきである、②本件文書については、齋藤知事と接点がある課長級以上の幹部職員が関係することはあっても、幹部級でない若い退職職員が関係することはあまり想定されない、③県で再任用職員として勤務している者と県が外郭団体等への再就職を支援した者に届けば、基本的には、ホットライン開設の目的は達成すると判断し、令和6年10月23日、人事課及び関係部署を通じ、設置期間を同年11月5日までとして、メール配信可能な元職員460名に対して、添付資料3のホットライン設置の案内文を配信するよう要請した。

なお、元職員からは、結果として3名の回答を得たのみであった。

## 2 兵庫県の各部署への資料提供要求とその結果

本調査委員会は、本件事案に関する客観的な資料を所持していると推察される兵庫県の各部署に資料の提供を求めた。各部署によれば、要請に応じ、存在する文書については、そのすべてを提出したことである（ただし、本調査委員会が求めたものの、制度上の理由を根拠に提供を得られなかったものもほんの一部であるが存在する）。

提出を求めた資料は、要求項目のみで約120に及ぶが、その概要は、以下のとおりである。

通報者、関係者、情報提供者の各経歴、連絡先等

関係する課や会議、委員会の組織図、職員名簿や担当者の氏名、連絡先

職員名簿

各種関係団体の概要、役員名簿、人事権、担当者名や連絡先等の資料

各種面談記録

公用車の配車記録

本件文書記載の前提となる事実関係が確認できる各種記録

関係者の出張に関する各種記録  
知事による視察先の企業リスト  
本件文書に関係する兵庫県の制度の概要や利用状況等がわかる資料  
贈答品の保管状況等のリスト  
知事が受領した贈答品の一覧  
貸与品に関する資料  
各種書類送付書や伝票  
各種協定書や覚書、イベントの概要がわかる資料やこれらに関連する各種記録  
写真、これに関連する各種資料  
本件文書に記載される等した団体の担当者名、役職名、連絡先等  
特別交付税の年ごとの金額とその算定根拠  
知事が秘書課に預けていた小口現金の帳簿、履歴、出金先の内容・用途及び領収書  
知事着用の衣類のクリーニング代の領収書、請求書等  
各種条例、指針、規則、要綱、要領、ルール等  
各種補助金の概要、要綱、団体ごとの支給金額等の資料  
片山副知事、A が令和5年7月以前に県下の商工会議所、商工会を訪問したスケジュール等がわかる資料  
令和5年11月23日実施の優勝パレードの予算額とその明細  
優勝パレード実行委員会の規約、事務局規定  
優勝パレードの企業、団体からの寄付金・協賛金の総額、明細、寄附日時の一覧  
知事の各種視察や協議会への出席等の出張に際しての同行随伴者、対応職員の氏名、役職、連絡先等  
新県政推進室のメンバーのTEAM'Sのグループチャットデータ  
問題があったとの情報提供があった知事協議の同席者の氏名、役職、連絡先等  
ハラスマント通報窓口やハラスマント研修に関する各種資料  
ココロンカード発行事業に関する各種資料  
県の公益通報窓口の過去における活動実績  
懲戒処分に関する各種調査資料、相談記録、過去の懲戒事例  
綱紀委員会の議事録、懲戒処分通知書  
文書問題や公益通報調査結果を受けて県として新たに作成した規程、要綱、ルール  
その他、関係する資料

- 3 県以外の組織に対する資料提供及び書面照会のお願いとその結果  
本調査委員会は、本事案に関連すると推察される兵庫県以外の団体ないし個人に対しても、必要に応じて資料の提供を依頼し、協力を得てその提供を受けた。  
また、適宜、各種団体等に書面照会を行い、その回答も得た。

#### 4 ヒアリングの実施

本調査委員会は、兵庫県の各部署から提供を受けた資料とホットラインを通じた情報提供等をもとに、以下のとおり、委員及び調査員で分担し、情報提供者や関係者、本件文書で名前が挙がっている者、団体内の役職員へ面談によるヒアリングを行った。ヒアリング対象者については、既述した情報源秘匿のため、原則として本報告書に特定できる形では記載せず、大まかな分類、人数のみ表記する。なお、対象者によつては、1回ではなく、複数回のヒアリングを行つた。以下の集計の中には書面やメールによる事情聴取、電話聴取等は含めていない。

##### (1) 兵庫県に所属する職員

知事	1名
元副知事	1名
部長級職員	9名
次長級以下の職員	24名

##### (2) 外郭団体等職員

5名

##### (3) 兵庫県以外の団体の関係者

20名

##### (4) 合計

60名 (延べ面談でのヒアリング時間約90時間)

##### (5) ヒアリングの実施方法

ヒアリングを実施するに当たつては、対象者の同意のもと、全件録音し、かつヒアリングシートを作成して証拠化するとともに、本調査委員会メンバー全員で情報を共有した。

ヒアリングは、複数の視点から質問すべく、2名又は3名以上のメンバーでこれを行つた。

なお、特に重要で本件事案の多くの事項に係る対象者については、委員及び調査員6名全員でヒアリングを行つた。

ヒアリングは、情報提供者の秘匿のため、原則として、委員又は調査員の事務所等で行い、日程調整等の連絡方法についても可能な範囲で配慮したが、外部の団体等へのヒアリングは、事前に意向を確認して当該団体を訪問する等、柔軟に対応した。なお、事情に応じて文書で質問し、回答を得たケースもある。

#### 5 現地視察

現地視察として、県庁内の知事室、秘書課、知事応接室、秘書課の倉庫（贈答品を保管）の視察を行つた。

また、必要に応じて、本件文書に記載された団体ないしその施設を訪問し、ヒアリングを含めて現地の様子を見分した。

## 6 百条委員会に提出された資料と同委員会が実施した尋問とアンケートの把握

### (1) 兵庫県の各部署への要求

本調査委員会は、兵庫県の各部署に対し、本件百条委員会に提出した資料は、その全てを（追加提出分も含め）本調査委員会にも提供することを依頼した。

各部署によれば、これに応じ、本件百条委員会に提出した資料のすべてを本調査委員会に提供したことである。

### (2) 百条委員会への要求

本調査委員会は、本件百条委員会に対し、兵庫県以外の団体、組織や個人から入手した資料、アンケート結果（記名分のアンケート）と証人尋問の結果（議事録、調書。非公開の尋問分も含めて）の提供を求めた。

本件百条委員会は、非公開で尋問を行った者のうち、2名について、本人の了解があったとして、その氏名を開示した。また、公開で尋問された対象者については、全員について尋問等の議事録を開示した。アンケートについては、同委員会がその権限に基づいて取得したもので、プライバシーに配慮する必要があるとして本調査委員会に開示しなかった。

なお、公開された本件百条委員会の尋問は、適宜、視聴した。

## 第7 本調査の期間等

### 1 調査の実施

本調査委員会は、令和6年9月12日から令和7年3月12日まで調査を行った。

### 2 委員会の開催

本調査委員会は、令和7年3月18日までの間に、対面の方法により12回にわたりて委員会を開催し、調査方法や方針について協議するとともに、事実認定や評価等について合議し、調査結果を報告書にまとめた。また、これ以外にも、適宜、個別の打合せや、電話、メール等による連絡、報告、協議、クラウドシステムによる情報共有等を行った。

### 3 本調査の限界

本調査委員会は、前記のとおり限られた期間内で、兵庫県及び関係者から任意に提供された資料とヒアリングにおいて任意に供述された結果に基づき、可能な限り適切と思われる調査・検討を実施したものであり、本調査報告書で報告する事項は、実施した調査の範囲内で判明したものに限られる。このため、調査の過程で開示されなかった資料、収集できなかった資料が存在する可能性があることは否定できず、それらが明らかになった場合には、事実認定や評価が変更される可能性がある。

また、本件文書に直接的に記載されている事項に関するものではなかったものの、

情報提供者への被害、不利益防止の観点から、十分な調査が出来なかつた関連事項もあつた。

## 第8 兵庫県の組織概要等

### 1 兵庫県の組織図

- (1) 斎藤知事就任前の兵庫県の組織図は添付資料4のとおりである。
- (2) 令和3年8月の斎藤知事就任後、新県政推進室が新たに発足した。
- (3) 令和4年4月、兵庫県の組織体制は、それまでの5部制から12部制に変更された。変更後の兵庫県の組織図は、添付資料5のとおりである。
- (4) 令和5年4月、新県政推進室が廃止された。令和5年度の組織図は添付資料6のとおりである。
- (5) 令和6年4月、理事制度が導入された。導入後の組織図は添付資料7のとおりである。

### 2 職員数、配置

兵庫県の職員数は、兵庫県のホームページによると、令和6年4月1日現在で、企業庁、病院局、県立病院、県立学校の教員、県警の警察官等を除いた行政職（主に県庁や県民局・県民センター等に所属）は、以下のとおり9049名である。

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		職名 (以下に一部のみ抜粋)	職制上の段階
		(名)	(%)		
1級	定型的な業務を行う職務	1,353	15.0%	主事	主事級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,241	13.7%	副主任	副主任級
3級	主任の職務	1,351	14.9%	主任・副主査	主任級
4級	主査の職務	2,088	23.1%	主査	主査級
5級	本庁の班長の職務	1,777	19.6%	班長・係長・主幹・技能主任	班長級
6級	本庁の副課長の職務	712	7.9%	副課長・副所長・所長補佐	副課長級
7級	本庁の課長の職務	366	4.0%	本庁の課長・参事 地方機関の部長・次長	課長級
8級	本庁の次長の職務	126	1.4%	本庁の次長・室長 行政委員会以外の本庁の局長 副局长・副センター長	次長級

9級	本庁の部長の職務	33	0.4%	本庁の部長・県民局長・教育長 県民センター長・所長 センター長・行政委員会の局長	部長級
10級	理事の職務	2	0.0%	理事・技監	理事級
	合 計	9,049	100.0%		

## 第2章 本件の経緯

### 第1 齋藤知事当選後の組織体制の変革等

#### 1 従前の兵庫県政

兵庫県においては、昭和37年に当選した金井元彦氏以来、旧自治省（現在は総務省）出身で兵庫県の副知事職を経験した者が知事に就任する例が4代、59年間続いた。

前任の井戸敏三氏（以下「井戸前知事」という。）も、旧自治省出身で、兵庫県副知事を経て、平成13年8月、兵庫県知事に就任した。そして、20年間、知事として県政を担当した。

#### 2 齋藤知事の当選

齋藤知事は、令和3年7月、総務省出身で立候補するまで副知事であった金澤和夫氏（以下「金澤氏」という。）を含む4名の候補者を抑えて県知事選挙に当選し、同年8月1日、兵庫県知事に就任した。

#### 3 齋藤知事当選後の組織体制と人事

##### (1) 新県政推進室の発足

齋藤知事は、当選後、令和3年8月10日、これまでの部とは異なる組織上の位置づけで新県政推進室を立ち上げた。その室長には B 氏が、次長には、C 氏、D 氏、E 氏、F 氏及び G 氏（以下、上記6名について、いずれも氏のみで表記する。）が就任した。

##### (2) 人事異動

新県政推進室の主要メンバーは、令和3年8月、人事異動を受け、それぞれ県の下記の役職に就いた。G 氏は、そのまま女性青少年局長の職を続けた。

ア B 氏 企画県民部長  
イ C 氏 秘書広報室長  
ウ D 氏 企画県民部管理局長  
エ E 氏 企画県民部企画財政局長  
オ F 氏 企画県民部政策調整局長

##### (3) 片山元副知事の登用

齋藤知事は、令和3年9月、当時兵庫県信用保証協会の理事長の職にあった片山安孝氏（以下「片山元副知事」という。）を副知事に登用した。

##### (4) 令和4年4月の機構改革

兵庫県は、令和4年4月、それまでの5部制を12部制に組織変更した。

また、部長を補佐する職として次長を新設するとともに、各部に総務課を設置し

た。G 氏は、上記の機構改革に伴い、県民生活部次長となった。

(5) 新県政推進室の廃止

新県政推進室は、令和5年3月31日、その役割を終えたとして、廃止された。

(6) コミュニケーションツールの導入

兵庫県では、令和5年4月、マイクロソフトのチームズを利用することとし、事象ごとにメンバーを決め、チャットで情報のやり取りをすることとした。

第2 本件文書の作成と配布

当時の元西播磨県民局長（以下「元西播磨県民局長」という。）は、本件文書を作成し、令和6年3月12日、兵庫県警察、兵庫県選出の国会議員、県会議員数名及び報道機関数社の合計10か所に対し、匿名でこれを配布した。

第3 本件文書に対する兵庫県の対応

1 斎藤知事の本件文書取得とその後の調査

斎藤知事は、令和6年3月20日、知人から本件文書の存在及び内容を知らされた。

その後の片山元副知事と人事課の調査で、本件文書の作成者が元西播磨県民局長であることが判明した。

2 元西播磨県民局長に対する当座の処遇

元西播磨県民局長は当時60歳であり（定年は61歳）、令和6年3月31日付けでの退職を希望していた。しかし、本件文書を作成して配布したことが判明したため、兵庫県は、元局長の使用していた公用パソコンに残っていたデータの内容とその作成経緯等を踏まえ、懲戒処分を視野に入れた調査を行うため、同月27日付で、退職を認めず、西播磨県民局長の職を解任して総務部付きとした。

同日、斎藤知事は、記者会見において、幹部職員人事について述べる際、本件文書の作成者として元西播磨県民局長を名指し、「うそ八百」、「公務員失格」などと発言した。

この斎藤知事の発言をきっかけとして、マスコミがこの問題に注目するようになった。

3 内部公益通報

元西播磨県民局長は、令和6年4月4日、県の通報窓口に文書により内部公益通報を行った。その通報文書は、本調査委員会の調査によても取得できなかったが、内容としては、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構に関する項目を除き、本件文書とほぼ同じものであった。

#### 4 懲戒処分を視野に入れた人事課調査

人事課では、本件文書内容の真偽を確認する調査を進めていたところ、上記内部公益通報がなされたことを認識し、調整のうえ、懲戒処分を令和6年5月7日に行うことになり、人事課は、そのスケジュールに従って調査を進め、懲戒処分の原案を作成した。

同月2日には、懲戒処分を審議するために綱紀委員会が開催された。

#### 5 内部公益通報についての調査

内部公益通報を担当する財務部県政改革課では、「兵庫県職員公益通報制度実施要綱」に則って手続を行い、関係者への聞き取りなどの調査を進めていったが、調査の進捗状況について、人事課との間での情報共有はなかった。

#### 6 懲戒処分

県は、令和6年5月7日、元西播磨県民局長を「停職3月」の懲戒処分にした。その処分理由は、①誹謗中傷文書（本件文書）の作成・配布行為、②人事データ専用端末の不正利用、③職務専念義務違反行為、④ハラスメント行為の4つであり、②から④の3つの理由は、引き上げた公用パソコン内のデータから判明したものであった。

#### 7 本件百条委員会の動向

兵庫県議会は、令和6年6月13日、本件文書に記載された、齋藤知事のパワハラ疑惑などの事実調査をするため、文書問題調査特別委員会（本件百条委員会）を設置することとし、翌14日から同委員会の活動が開始された。

本件百条委員会は、その後、令和7年3月4日まで計18回開催された。同委員会では、調査方法として、県職員へのアンケートを実施するほか、本件文書関係者への公開・非公開の証人尋問を多数回実施するなどした。

その調査結果は公表され、令和7年3月5日に兵庫県議会に提出された。

#### 8 内部公益通報の結果と県による改善措置

内部公益通報についての調査結果は、令和6年12月11日に公表された。その内容は、企業などからの贈答品の受領については、慣例で判断され、齋藤知事の意図しない受領につながったケースが確認されたとし、齋藤知事のパワハラ疑惑については、強く叱られた職員はいたが、パワハラの確証は得られずというものであった。そして、是正措置として、前者については、齋藤知事ら特別職も対象としたガイドラインの策定が、後者については、齋藤知事や幹部へのハラスメント研修の充実がそれぞれ提言された。

県では、改善策として、まず、県職員が公益通報できる外部窓口を同月16日から

県内の弁護士事務所に置くことにしたほか、上記提言を受けて、物品受領ルールの明確化（財務規則の改正とガイドラインの策定）や、組織マネジメント力向上特別研修の実施などの改善策をとることにした。

#### 第4 本件文書の主要な関係者の略歴等

本件文書に関連する主要な人物の経歴は、以下のとおりである。

##### 1 斎藤知事

神戸市出身

平成14年4月 総務省に入省

新潟県佐渡市出向、福島県飯館村にも派遣等

平成25年7月 宮城県へ出向し、総務部市町村課長に就任

平成26年4月 宮城県財政課長に就任

平成28年4月 総務省に復任し、自治税務局都道府県税課課長補佐に就任

平成29年7月 総務省自治税務局都道府県税課理事官に就任

平成30年4月 大阪府へ出向し、財務部財政課長に就任

令和3年3月 大阪府・総務省を退職

令和3年8月 兵庫県知事選挙に当選し兵庫県知事に就任

令和6年9月 兵庫県議会の行った不信任決議を受けて失職

令和6年11月 兵庫県県知事選挙に当選し再選

##### 2 片山元副知事

昭和58年4月 兵庫県に入庁

平成21年4月 企画県民部人事課長に就任

平成24年4月 企画県民部管理局長に就任

平成27年4月 西播磨県民局長に就任

平成28年4月 産業労働部長に就任

平成31年4月 公営企業管理者に就任

令和3年3月 兵庫県を退職

令和3年4月 兵庫県信用保証協会の理事長に就任

令和3年9月 兵庫県信用保証協会の理事長を退任し、特別職である兵庫県副知事に就任

令和6年7月 兵庫県副知事を辞職

##### 3 B 氏

昭和62年4月 兵庫県に入庁

平成 23 年 4 月 総務事務官に採用（同年 3 月に兵庫県職員を依頼免職）  
平成 25 年 4 月 兵庫県職員に再任命（同年 3 月に総務事務官を辞職）  
企画県民部管理局人事課長に就任  
平成 27 年 4 月 教育委員会へ出向し、教育次長兼危機管理員に就任  
平成 29 年 4 月 企画県民部管理局長兼危機管理員に就任  
企画県民部参事に兼補  
平成 31 年 4 月 中播磨県民センター長に就任  
令和 3 年 8 月 新県政推進室長を併任し、企画県民部長に就任  
令和 4 年 4 月 県の機構改革（それまでの 5 部制を 12 部制としたもの）に伴  
い、総務部長に就任  
令和 6 年 4 月 理事に就任  
令和 6 年 8 月 総務部付

#### 4 C 氏

平成 4 年 4 月 兵庫県に入庁  
平成 19 年 4 月 企画管理部管理局人事課主査  
平成 21 年 4 月 中播磨県民局総務室地域企画課ビジョン専門官  
平成 23 年 4 月 企画県民部管理局人事課考査係長に就任  
平成 24 年 4 月 企画県民部管理局人事課課長補佐兼調査係長に就任  
平成 26 年 4 月 企画県民部管理局人事課定員給与班長に就任  
平成 27 年 4 月 企画県民部地域創生課企画官に就任  
平成 30 年 4 月 企画県民部地域創生局地域創生課長兼専門職大学準備室専門  
職大学準備課参考に就任  
令和 2 年 4 月 農政環境部農政企画局総務課長兼人事管理員に就任  
令和 3 年 4 月 兵庫県企画県民局地域創生局長に就任  
令和 3 年 8 月 新県政推進室次長に併任、秘書広報室長に就任  
令和 5 年 4 月 県民生活部長に就任  
令和 6 年 4 月 総務部長に就任  
令和 6 年 8 月 総務部付

#### 5 D 氏

平成 4 年 4 月 兵庫県に入庁  
平成 23 年 4 月 企画県民部管理局人事課調査係長に就任  
平成 24 年 4 月 企画県民部管理局人事課課長補佐兼公務員制度係長に就任  
平成 25 年 4 月 企画県民部管理局人事課課長補佐兼人事係長に就任  
平成 26 年 4 月 病院局へ出向し、管理課副課長に就任

平成 29 年 4 月 産業労働部政策労働局産業政策課副課長兼総務班長に就任  
平成 30 年 4 月 産業労働部産業振興局経営商業課長に就任  
平成 31 年 4 月 病院局へ出向し、管理課長兼健康福祉部健康局医務課参事に就任  
令和 3 年 8 月 新県政推進室次長に併任、企画県民部管理局長に就任  
令和 4 年 4 月 県の機構改革に伴い、総務部職員局長に就任  
令和 5 年 4 月 産業労働部長に就任

6 H 氏（以下「H 氏」という。）

平成 8 年 4 月 兵庫県に入庁  
平成 23 年 4 月 企画県民部企画財政局資金公債室係長に就任  
平成 24 年 4 月 企画県民部企画財政局資金財産室係長に就任  
平成 25 年 4 月 企画県民部企画財政局財政課係長に就任  
平成 26 年 4 月 企画県民部企画財政局財政課主幹に就任  
平成 29 年 4 月 北播磨県民局県民交流室長補佐兼県民交流課長に就任  
令和 2 年 4 月 病院局へ出向し、病院局企画課副課長に就任  
令和 2 年 7 月 健康福祉部感染症等対策室感染症対策課主幹に兼補  
令和 4 年 4 月 企画部万博推進課長に就任  
令和 5 年 4 月 企画部万博推進局長に就任

7 元西播磨県民局長（本件文書の作成者）

昭和 62 年 4 月 兵庫県に入庁  
平成 27 年 4 月 企画県民部管理局人事課長に就任  
平成 31 年 4 月 企画県民部管理局長に就任  
令和 3 年 4 月 西播磨県民局長に就任  
令和 6 年 3 月 3月末で退職することを希望していたが、認められず、同月 27 日、西播磨県民局長の職を解かれ、総務部付  
令和 6 年 7 月 7 日 死亡

### 第3章 本件文書に記載された事項1の調査結果 —ひょうご震災記念21世紀研究機構の人事をめぐる問題について—

#### 第1 本件文書の記載

##### 1 記載内容（以下、原文のまま引用）

###### ① 五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯

令和6年3月6日に五百旗頭真先生が急逝されました。その死に至る経緯が次のとおりです。

先生は現在、ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長をされています。井戸敏三兵庫県前知事から懇願され、兵庫県立大学理事長をはじめ兵庫県行政に深く関わってこられました。

令和3年8月に知事が反井戸の齋藤元彦氏に交代してからは知事はじめ県幹部との関係に溝が出来ていたようです。とにかく齋藤氏は井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いで有名です。

お亡くなりになられた日の前日ですが、齋藤知事の命を受けた片山安孝副知事が五百旗頭先生を訪問。要件は機構の██████████をされている I 先生、 J 先生のお二人の解任についての通告です。相談ではなく、通告です。

来年1月は阪神淡路大震災から30年の区切りの時を迎えます。機構の役割・使命を果たす事実上最後の大きな契機であると言っても過言ではないと思います。 I 、 J の両先生はまさにこの分野における第1人者であり、井戸前知事が要請し、兵庫県政に関わってこられました。五百旗頭理事長もお二人には全幅の信頼を寄せておられていたにも関わらず、このタイミングでの副理事長解任はハッキリ言って、五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません。

あまりに突然の県からの通告に、先生はその時点では聞き置くに止め、片山氏にはお引き取り願ったそうです。その日、帰宅されてからも、齋藤知事のあまりの理不尽な仕打ちに憤慨され、夜も眼が覚めなかつたそうです。翌日、機構に出勤されてからも、周囲の職員に同様の胸の内を明かされたそうです。そして、その日の午後に機構の理事長室で倒れられ、急性大動脈解離で急逝されました。

急性大動脈解離は激昂などの情動的ストレスがトリガーになることもあるといいます。齋藤知事、その命を受けた片山副知事が何の配慮もなく行った五百旗頭先生への仕打ちが日本学術界の至宝である先生の命を縮めたことは明白です。

##### 2 趣旨

本件文書の当該箇所においては、令和6年3月6日に、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「21世紀機構」という。）の理事長であった五百旗頭真氏（以下「五百旗頭氏」という。）が死亡したことに関連し、その直前の時期（本

件文書では「前日」と記されているが、実際には2月29日である。)に、齋藤知事の命を受けた片山元副知事が五百旗頭氏に対して副理事長2名の解任(正確には令和6年6月の任期満了による退任)を告げたことにつき、五百旗頭氏に対して配慮を欠き過大なストレスを与えたことを指摘するものである。

なお、本件文書には「先生の命を縮めた」との表現があるが、文脈全体からすれば、齋藤知事の指示のもとに片山元副知事が行った行為について、それが五百旗頭氏の死亡という結果と科学的、医学的に証明可能な因果関係があるという趣旨に限定して捉えるべきではなく、上記のとおり、五百旗頭氏に対し配慮を欠き過大なストレスを与えるものであったか、また、県の密接公社等に関する人事の進め方として問題はなかったか、という観点から調査を行った。

## 第2 判断の前提事項

### 1 21世紀機構

阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、国内外の自然災害等に対して様々な支援活動に取り組むとともに、「安全・安心なまちづくり」、「共生社会の実現」すなわち多文化共生の21世紀文明の構築を目指す政策志向型のシンクタンクである。

平成18年4月1日に、それまでにあった財団法人阪神・淡路大震災記念協会と財団法人21世紀ヒューマンケア研究機構を統合し、財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構として設立され、発足した。平成22年に公益財団法人移行し、現在の公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構となった。

傘下に、「研究戦略センター」、「人と防災未来センター」、「こころのケアセンター」を置き、地域社会の発展に資する総合的な研究から、防災やこころのケアといった専門的研究まで多彩な活動を展開している。

### 2 令和6年2月29日当時の21世紀機構における役員構成

本件文書問題に関連する範囲では次のとおりである。

- (1) 会長 齋藤知事
- (2) 理事長 五百旗頭氏
- (3) 副理事長 J 氏(人と防災未来センター長を兼ねる。以下「J 氏」という。)、 I 氏(研究戦略センター長を兼ねる。以下「I 氏」という。)ほか2名

### 3 五百旗頭氏の略歴

- (1) 昭和18年生まれ、京都大学法学部、京都大学大学院法学研究科修士課程修了(政治学専攻)、法学博士(京都大学)
- (2) 神戸大学法学部教授、東京大学客員教授、防衛大学校長などを歴任

- 小渕内閣「21世紀日本の構想」懇談会・第一分科会座長  
小泉内閣「安全保障と防衛力に関する懇談会」委員  
(3) 平成9年12月 財団法人阪神・淡路大震災記念協会研究企画委員会委員、同協会推進委員会委員  
(4) 平成18年4月21世紀機構副理事長兼研究調査本部長に就任  
(5) 平成24年4月21世紀機構理事長に就任  
令和6年3月時点も理事長職にあった。  
(6) その他、兵庫県との関係では、兵庫県立大学理事長、兵庫県行財政審議会会长、兵庫県長期ビジョン審議会会长などを務め、令和6年3月の時点においても兵庫県立大学の顧問を務めていた。

#### 4 J 氏の略歴

- (1) 昭和21年生まれ、京都大学工学部、京都大学大学院工学研究科博士課程修了、工学博士
- (2) 京都大学教授
- (3) 平成8年 京都大学巨大災害研究センター長
- (4) 平成14年 阪神淡路大震災記念人と防災未来センター長
- (5) 平成17年 京都大学防災研究所長
- (6) 平成18年 21世紀機構副理事長

#### 5 I 氏の略歴

- (1) 昭和26年生まれ、東京大学法学部卒業
- (2) 東京都立大学教授、政策研究大学院大学教授、東京大学教授などを歴任
- (3) 平成22年5月 博士（学術）取得
- (4) 平成24年4月 21世紀機構政策コーディネーター
- (5) 平成28年4月 21世紀機構研究調査本部研究統括
- (6) 平成29年4月 21世紀機構副理事長兼研究戦略センター長

#### 第3 事実認定

- 1 令和3年8月に齋藤知事が就任した後、兵庫県の密接公社等については組織のスリム化が図られ、その方向性のもとで、21世紀機構の役員構成について片山元副知事が所管して人事案を検討していた。
- 2 21世紀機構の理事長、副理事長の人事は、同機構定款によれば、次のとおり定められている。

（同機構定款抜粋）

24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によつて理事の中から選定する。

3 ただし、21世紀機構は兵庫県の密接公社等に当たるため、実際には、従前より、兵庫県が理事長及び副理事長、その他理事の人事案を策定し、それに沿う形で、評議員会で理事を選任したうえで、理事会で理事長、副理事長が選任されてきた。

4 令和5年12月ころ、片山元副知事は、企画部に対し、21世紀機構の副理事長の交代を検討しているので、21世紀機構の概要をまとめた資料を作成するよう指示した。

企画部においては、企画部総務課の職員が同資料の作成を担当するように指示された。

5 その後、企画部の担当職員が作成した資料も用いて、片山元副知事と企画部において、21世紀機構の人事について検討し、J氏とI氏には任期満了を迎える令和6年6月で副理事長を退任していただくという方針となった。

6 令和6年2月、片山元副知事は、21世紀機構に関する次の人事案について、齋藤知事に説明し、齋藤知事はこれを了承した。

その人事案は次の内容であった。

- ① 五百旗頭氏は、令和6年7月以降も理事長としてあと1期（2年間）その職を務める。
- ② 4名であった副理事長を2名体制とする。
- ③ J氏は、次の任期中に80歳となることから、県の内規に基づき令和6年6月で副理事長を退任

- ④ I氏は、同氏が携わっていた県史編纂が終了することから、同年6月で副理事長を退任

7 続いて、片山元副知事は、企画部の担当職員に対して、五百旗頭氏及びJ氏との面談の日程を調整するよう指示した。

同職員はこれを受けて、日程調整を行い、2月29日に片山元副知事と同職員が21世紀機構（所在地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号 人と防災未来センター 東館6階）を訪問し、五百旗頭氏と面談することとなった。

8 2月29日午後5時ころ、上記の21世紀機構事務所にて、片山元副知事と同職員が五百旗頭氏と面談した。

片山元副知事は、五百旗頭氏に対して、令和7年に震災30年を迎えるに当たり、令和6年7月以降もあと1期理事長を務めてほしい旨を伝えた。五百旗頭氏はこれを了承した。

次いで、片山元副知事は、五百旗頭氏に対し、J氏、I氏について令和6年6月で副理事長を退任していただくこと、

という方針を伝えた。その際、上記6記載の4項目の人事案を記した資料が提示された。

これに対して、五百旗頭氏は、異論は述べなかつたが、自身の口からわかつたとは言えない、J氏、I氏に確認する必要があると述べた。

9 同日、上記8の面談後、五百旗頭氏は、21世紀機構の他の役員と話をした。

五百旗頭氏は、同役員に対し、片山元副知事から伝えられた内容を伝え、意見、感想を尋ねた。

同役員は、2名とも副理事長職についてはこだわらないかもしれないが、■氏について

というの余りに失礼である旨の意見を述べた。これに対して、五百旗頭氏も、同意見であると述べ、片山元副知事にその旨を伝えることになった。

10 その後、五百旗頭氏は、片山元副知事に電話し、

してほしい旨を伝えた。

これを受けて、片山元副知事は、企画部の担当職員に対して、五百旗頭氏から上記の電話があったことを伝え、

を前提に、についての検討をするよう指示した。

11 翌日以降4日にかけて、五百旗頭氏は、21世紀機構の関係者に対し、上記8の片山元副知事から告げられたことについて、腹が立つ旨伝えていた。

12 3月6日、五百旗頭氏は、昼から出勤したが、執務を開始した後に倒れ、救急搬送された。その後、神戸市内の病院で急性大動脈解離のため死亡した。

#### 第4 評価

##### 1 県側の行為が五百旗頭氏に与えた影響について

本件文書には、五百旗頭氏の死因である急性大動脈解離について情動的ストレスがトリガーとなることもあると記され、21世紀機構の人事について県側の行為が影響している旨が記されている。

一般論として、急性大動脈解離についてストレスが危険因子の一つであるとされているものの、本件調査において、五百旗頭氏の急性大動脈解離の発症について21世紀機構の人事に関する県側の行為、特に片山元副知事との面談に関することが原因になったことを裏付ける資料は得られなかった。

したがって、本件文書が指摘する21世紀機構の人事に関する県側の行為と五百旗頭氏の死亡との間の因果関係の有無は不明であるというほかない。

ただし、2月29日、片山元副知事らと五百旗頭氏との面談後の五百旗頭氏の言動からは、同日片山元副知事から事前の相談もなく伝えられた21世紀機構の人事に関する方針に関し、五百旗頭氏が少なからず不満に思い、ストレスを感じていたことが窺われる。

特に、■

■という点については、同日中に、五百旗頭氏が片山元副知事に対して連絡して再考を求め、これに対して片山元副知事も翻意しているように、関係者からすれば唐突な提案であるとの違和感を抱く内容であったと思われ、これを伝えられたときの五百旗頭氏の心境として内心穏やかでなかつたとしても不思議はない。

また、五百旗頭氏は、21世紀機構についてはその前身である財団法人阪神・淡路大震災記念協会に平成9年から委員として関わり、平成18年に21世紀機構が発足した際には副理事長を務め、さらに平成24年からは理事長を務めるなど多年にわたって同機構の発展に尽力してきた立場にあった。ところが、令和3年に齋藤知事が就任してから齋藤知事と21世紀機構及び五百旗頭氏との意見交換等の頻度も以前より低下していた様子であり、齋藤知事側とのコミュニケーションが乏しくなっている中で、急に人事に関する方針を伝えられ、その内容について受け入れ難い部分を含んでいたことについて、五百旗頭氏が一定程度大きな負の感情を抱くことは自然なことであったと考えられる。

##### 2 21世紀機構の人事に関する県側の行為について

県の密接公社等のスリム化の方針、また、それに基づく21世紀機構における今回の人事改革案については、県の政策に基づくものであるから、その是非について本調査委員会は言及しない。

ただ、それまでの21世紀機構の来歴、五百旗頭氏及びJ氏、I氏が多年にわたりて同機構に貢献してきた経緯や、翌年（令和7年）に節目である震災30周年を

迎えるという時期に鑑みれば、片山元副知事が五百旗頭氏に伝えた人事改革案について、当時の他の県職員らの認識からしても疑問を抱く余地があつたことも事実である。

まず、[ ]については、片山元副知事も翻意しているとおり、関係者には違和感のある内容であった。

また、J 氏と I 氏の副理事長の退任については、両名の年齢からして近い時期の退任はやむを得ないとしても、時期としては震災 30 周年が終わってから人事改革を行うことが自然であると考えていた旨の関係者の証言も複数存在した。

人事改革の進め方として、令和 6 年 6 月をもって J 氏及び I 氏の副理事長職について再任しない（また、[ ]）というのであれば、五百旗頭氏に対し、より以前から人事案に関する県の考え方を伝えることや、継続した協議を行うといった、より丁寧な調整を行う余地はあつたと思われ、そのように進める方が県の人事改革案を円滑に実施するためにもより効果的であったとも考えられる。

### 3 小括

以上のとおりであり、本件文書の当該箇所の記載内容について、21世紀機構の人事に関して片山元副知事が面談して伝えた方針が五百旗頭氏に対して日常的ではない一定以上大きなストレスを与えたことは推認される。

上記経緯に関して、密接公社等に当たる 21 世紀機構の人事改革の内容は基本的に県の裁量の問題であり、その方針を伝えた県側の行為に違法な点があつたということはできない。ただし、21世紀機構の人事改革の進め方について、より丁寧に県側と五百旗頭氏とのコミュニケーションを取りながら進める余地はあつたものと考えられる。

第4章 本件文書に記載された事項2の調査結果  
—令和3年7月に実施された兵庫県知事選挙をめぐる問題について—

**第1 本件文書の記載**

1 記載内容（以下、原文のまま引用）

② 知事選挙に際しての違法行為

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に際して、兵庫県職員である C 、 D 、 B 、 H は、選挙期間以前から齋藤元彦立候補予定者について、知人等に対する投票依頼などの事前運動を行った。 H 氏は自分の居住地である a 役所幹部等に対して「自分は選挙前から齋藤のブレーンだった。お前ら言うこと聞けよ」と恫喝している。

○公職選挙法違反、地方公務員法違反

また、選挙公約の作成、選挙期間中の運動支援など、多岐にわたり選挙運動を手伝った。

○地方公務員法違反

その時の論功行賞で、この4名はそれまでの人事のルール無視でトントン拍子に昇任。結果的に彼らが行ったことを裏付けすることとなっている。

2 趣旨

本件文書が指摘する問題は、①齋藤知事が立候補した令和3年7月18日の兵庫県知事選挙に際し、兵庫県職員である C 氏、 D 氏、 B 氏及び H 氏が行った投票依頼などの事前運動につき公職選挙法違反及び地方公務員違反がある、②上記選挙の際、同職員らが多岐にわたり選挙運動を手伝ったことは地方公務員法違反である、③同職員らが選挙後に異例の昇任をしたことは論功行賞人事であるとの趣旨であると考えられる。

なお、本件文書が掲記した C 氏、 D 氏、 B 氏及び H 氏のほか、 F 氏についても、本調査委員会が開設したホットラインへの情報提供等によって上記選挙に関与した旨の指摘があったため、同氏についても調査の対象とした。

**第2 判断の前提事項**

関係者の略歴は、第2章の第4に記載したとおりである。

なお、第2章の第4に記載されていない（本件文書に掲記されていない） F 氏の略歴は以下のとおりである。

（ F 氏の略歴）

平成4年4月 兵庫県に入庁

平成29年4月 企画県民部ビジョン局ビジョン課長兼地域創生局地域創生課

	参事・地域振興課参事に就任
平成31年4月	企画県民部ビジョン局長兼危機管理員に就任
令和3年8月	新県政推進室次長兼企画県民部ビジョン局長・危機管理員に就任
令和4年4月	新県政推進室次長兼企画部総合企画局長に就任
令和5年4月	企画部長に就任

### 第3 事実認定

#### 1 関係者らの関係

##### (1) 斎藤知事（以下「斎藤氏」ともいう。）と B 氏

B 氏は、平成25年4月、兵庫県企画県民部管理局人事課長に、斎藤氏は、同年7月、宮城県総務部市町村課長に就任した。両者は、いずれも平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興支援として兵庫県から宮城県に職員を派遣する業務を担当していたところ、B 氏は、平成25年5月ないし6月ころ、職員派遣について協議するために宮城県へ出張した際、斎藤氏と知り合った。その後、両者は、斎藤氏が神戸市へ帰省した際や斎藤氏が総務省に復任後に B 氏が東京都へ出張した際などに酒食をともにするなどし、斎藤氏が平成30年4月に大阪府財務部財政課長に就任した後も同様の交流を続けていた。

##### (2) 斎藤知事と C 氏

C 氏は、平成24年4月、兵庫県企画県民部管理局人事課課長補佐兼調査係長に就任し、前記(1)の職員派遣を担当していたところ、平成25年7月に宮城県総務部市町村長課長に就任し、上記職員の受入れを担当することになった斎藤氏と知り合い、その後、斎藤氏が神戸市へ帰省した際に酒食をともにするなどして交流を続け、斎藤氏が大阪府財務部財政課長に就任した以後は大阪市内で会食したことわざった。

##### (3) 斎藤知事と D 氏

D 氏は、C 氏と同年に兵庫県に入庁し、かねてから懇意な間柄であったことから、斎藤氏が総務省自治税務局都道府県税課課長補佐在任中の平成28年ころ、斎藤氏が C 氏と会食する機会に同氏に誘われて参加したことを契機に斎藤氏と知り合い、その後、C 氏とともに斎藤氏と会食するなどの交流があった。

##### (4) 斎藤知事と F 氏

F 氏は、斎藤氏が大阪府財務部財政課長在任中に兵庫県職員らとの懇親会に参加した際、初めて斎藤氏と会ったが、ほとんど会話をすることはなかった。

##### (5) 斎藤知事と H 氏

斎藤氏は、大阪府財務部財政課長在任中の平成30年11月23日に令和7年に大阪・関西万博（以下「万博」という。）が開催されることが決定したことを受

け、万博に向けて兵庫県内各地の農業や地場産業の現場を観光資源として観光客を誘致する構想を抱いていたところ、そのころ、兵庫県 a 長や同市の職員から同市の特産品である刃物や酒米である山田錦を宣伝するためにそれらの現場を見学させる取組みをしていることを聞き、その職員の案内でそれらの現場を訪問したことがあり、そのころ、当時北播磨県民局に勤務し、北播磨地域へのツアーを企画して観光客誘致を図ろうとしていた H 氏を紹介された。その後、齋藤氏は、自らと同様の構想を有していた H 氏、上記職員及び兵庫県内の民間事業者らと意見交換を重ね、世界各国から万博に訪れる観光客を兵庫県内の「フィールドパビリオン」に招くことを目的として令和 7 年に「ひょうご民博」を開催することを計画し、令和元年 11 月 13 日、その取組を紹介するために「ひょうご民博 2025」と題する Facebook ページを立ち上げた。なお、齋藤氏は、このような活動を公務としてではなく、有給休暇や休日を利用して私人として行った。

## 2 齋藤知事が令和 3 年の兵庫県知事選挙に立候補し、当選した経緯

### (1) 齋藤知事が兵庫県議会議員と知り合った経緯

齋藤氏は、令和 2 年夏ころ、兵庫県選挙区選出の参議院議員で自由民主党兵庫県支部連合会会長である K 議員 の招集により、当時の兵庫県議会自由民主党は議員団（以下「自民党議員団」という。）に所属していた L 議員 及び M 議員 と会食し、その際、兵庫県政の状況等も話題に上った。

その後、L 議員と M 議員は、齋藤氏は次期兵庫県知事として適任であると考え、自民党議員団に所属していた兵庫県議会議員らに齋藤氏を紹介することとし、齋藤氏を自民党議員団所属の兵庫県議会議員、C 氏ら兵庫県職員、報道関係者らが参加する懇親会に招くなどした。自民党議員団に所属していた

N 議員 や O 議員 らも、この  
ような過程で齋藤氏と知り合った。

### (2) 齋藤知事が令和 3 年の兵庫県知事選挙に立候補し、当選した経緯

ア 井戸前知事は、令和 2 年 12 月 11 日、令和 3 年の兵庫県知事選挙（以下「令和 3 年知事選挙」という。）に立候補せず、同年 7 月末日の任期満了をもって退任する旨表明した。

イ 自民党議員団は、令和 2 年 12 月 11 日、当時、兵庫県副知事であった金澤氏に令和 3 年知事選挙に立候補することを求める方針を決定し、同月 25 日、金澤氏に立候補要請書を交付した。金澤氏は、これを受け、令和 3 年 3 月 24 日、副知事を辞職し、立候補を表明した。しかし、自民党議員団に所属する議員のうち、金澤氏支援に反対する L 議員、M 議員、N 議員及び O 議員ら 11 名は、同日、自民党議員団に退団届を提出し、同月 25 日、齋藤氏に立候補を要請した。

- ウ 日本維新の会の地域支部である兵庫維新の会も、同月 28 日、齋藤氏に立候補を要請した。齋藤氏は、同月 31 日、大阪府・総務省を退職して立候補を表明し、これを受けて日本維新の会は、同年 4 月 6 日、齋藤氏の推薦を決定した。
- エ 自由民主党本部は、同月 12 日、齋藤氏の推薦を決定したが、自民党議員団は、同月 16 日、金澤氏を支援する方針を改めて表明した。
- オ 自民党議員団に退団届を提出していた兵庫県議会議員 11 名は、同月 2 日、自民党議員団から除名処分を受け、その後、L 議員を幹事長として自由民主党兵庫議員団（以下「自民党兵庫議員団」という。）を結成し、齋藤氏を支援した。
- カ 令和 3 年知事選挙は、同年 7 月 1 日、告示され、齋藤氏と金澤氏を含めて 5 名が立候補し、同月 18 日、投開票が執行され、齋藤氏が当選した。

### 3 齋藤知事が令和 3 年知事選挙に立候補を表明した後の関係者らの関与

本件調査において得られた資料、証言等に基づいて認定することができた関係者らの関与は、以下のとおりである。

#### (1) B 氏

B 氏は、当時、中播磨県民センター長として勤務していたところ、齋藤氏が選挙期間中に同センターの庁舎前で街頭演説をした際、演説の内容、聴衆の人数等の状況を把握し、知事のほか兵庫県の各県民局長や県民センター長らが参加する会議の場で報告するため、これを傍聴した。なお、B 氏は、金澤氏が姫路駅前で街頭演説をした際も、同様の目的で同駅前に赴いて傍聴した。

#### (2) C 氏

C 氏は、当時、企画県民部地域創生局長として勤務していたことから、齋藤氏を支援していた自民党兵庫議員団に所属する兵庫県議会議員の要請を受け、兵庫県内各地域の人口動態等について情報を提供した。また、C 氏は、齋藤氏が投票日前日の土曜日に神戸市中央区三宮で街頭演説をしていた際、偶然通り掛かったことがあり、そのすぐ近くで金澤氏も街頭演説をしており、その場も通り過ぎた。

#### (3) D 氏

D 氏は、当時、病院局管理課長兼健康福祉部健康局医務課参事として勤務していたことから、O 議員から要請を受け、同議員に対し、そのころ急速に感染が拡大しつつあった新型コロナウイルス対策に関する情報や資料を提供し、さらに、齋藤氏、L 議員、M 議員及び N 議員と面談し、同対策について説明した。

#### (4) F 氏

F 氏は、当時、企画県民部ビジョン局長であったことから、令和 3 年 4 月ないし 5 月ころ、O 議員から要請を受け、県政全般についての課題や施策、今後求められる取組等についてまとめた Word ファイルのデータを作成し、O 議員に

渡した。同議員は、そのデータを編集し、「さいとう元彦の約束」と題する公約集を作成した。

(5) H 氏

H 氏は、前記第3の1(5)のとおり、齋藤氏らとともに「ひょうご民博2025」を企画していたが、令和2年4月に病院局企画課副課長に就任した後は齋藤氏との交流は特になく、齋藤氏が令和3年知事選挙の公約の1つとして「兵庫フィールドパビリオン」を掲げるに当たっても、これに関与したことはなかった。

H 氏について、本件文書には、a 役所幹部等を恫喝した旨記載されているが、H 氏がこのような言動をした事実は認められなかつた。

#### 4 齋藤知事が知事に就任した後の関係者らの処遇

(1) B 氏

B 氏は、令和3年8月10日、新県政推進室長兼中播磨県民センター長に任命され、同月16日、中播磨県民センター長を免じられ、同月23日、企画県民部長に兼補され、令和4年4月1日、新県政推進室長兼総務部長に任命されたが、令和5年3月31日に新県政推進室が廃止されたことから、令和5年4月1日、総務部長に、令和6年4月1日、理事にそれぞれ任命された。

(2) C 氏

C 氏は、令和3年8月10日、新県政推進室次長兼企画県民部地域創生局長に、同月16日、新県政推進室次長兼秘書広報室長に、令和4年4月1日、新県政推進室次長兼総務次長・秘書広報室長に、令和5年4月1日、県民生活部長に、令和6年4月1日、総務部長にそれぞれ任命された。

(3) D 氏

D 氏は、令和3年8月10日、新県政推進室次長兼健康福祉部健康局医務課参事に任命されるとともに病院局管理局長に兼補され、同月16日、新県政推進室次長兼企画県民部管理局長・危機管理員に任命されるとともに病院局管理局長を免じられ、令和4年4月1日、新県政推進室次長兼総務部職員局長・元町プロジェクト室長に、令和5年4月1日、産業労働部長にそれぞれ任命された。

(4) F 氏

F 氏は、令和3年8月10日、新県政推進室次長兼企画県民部ビジョン局長・記危機管理員に、同月16日、新県政推進室次長兼企画県民部政策調整局長・広域調整課長・科学情報局科学振興課参事・健康福祉部感染症等対策室参事にそれぞれ任命され、同月23日、企画県民部政策調整室広域調整課長兼科学情報局科学振興課参事兼務を、同年11月1日、健康福祉部感染症等対策室参事をそれ各自免じられ、令和4年4月1日、新県政推進室次長兼企画部総合企画局長に、令和5年4月1日、企画部長にそれぞれ任命された。

##### (5) H 氏

H 氏は、令和 3 年 9 月 21 日、病院局企画課長及び健康福祉部感染症等対策室感染症対策課参事に兼補された後、令和 4 年 4 月 1 日、企画部万博推進室万博推進課長に、令和 5 年 4 月 1 日、企画部万博推進局長にそれぞれ任命された。

#### 第 4 評価

##### 1 令和 3 年知事選挙の事前運動、選挙運動について

###### (1) 公職選挙法、地方公務員法の規定

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為とされているところ、公職選挙法 129 条は、選挙運動は、公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日でなければすることができない旨規定し、いわゆる事前運動を禁止している。また、同法 136 条の 2 第 1 項は、国又は地方公共団体の公務員は、その地位を利用して選挙運動をすることができない（同項 1 号）旨規定し、同条 2 項は、国又は地方公共団体の公務員が公職の候補者又は公職の候補者となるとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対する目的をもつてする、その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること（同項 1 号）、その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること（同項 2 号）は、同条 1 項の禁止行為に該当するものとみなす旨規定している。

地方公務員法 36 条 2 項は、一般職に属する地方公務員は、公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をする（同項 1 号）政治的行為をしてはならない旨規定している。

###### (2) B 氏の行為について

B 氏が、前記のとおり、齋藤氏の街頭演説を傍聴した行為は、齋藤氏を応援する目的ではなく、令和 3 年知事選挙の情勢を把握し、知事らが参加する公式の会議の場で報告するためにしたものであって、中播磨県民センター長の職務に関連する行為であると認められる。

###### (3) C 氏、D 氏及び F 氏の行為について

C 氏、D 氏及び F 氏は、前記のとおり、いずれも令和 3 年知事選挙の告示前から、齋藤氏を支援していた自民党兵庫議員団に所属する兵庫県議会議員らに対し、職務上有していた情報や資料を提供し、それらが齋藤氏の公約を策定するに当たって利用されたことが認められる。しかし、そのような行為は、従来、いず

れの立候補者予定者に対しても、要請があれば、それに応じてされていたものであつて、兵庫県職員としての職務を逸脱した行為とは言えないし、特に齋藤氏に対してのみ便宜を図り、同氏を支援する目的でした行為であるともいえない。

(4) H 氏の行為について

H 氏は、前記のとおり、齋藤氏が立候補を表明する前の平成 30 年から令和元年にかけて、齋藤氏らとともに兵庫県内の「フィールドパビリオン」に観光客を誘致する「ひょうご民博 2025」を企画していたが、前記のとおり、齋藤氏の公約の策定に関与したこと認められず、知人等に対し、齋藤氏への投票を依頼したこと認められなかった。

(5) 小括

以上のとおり、B 氏、C 氏、D 氏、F 氏及び H 氏が公職選挙法や地方公務員法に違反する行為をした事実は認定できなかった。

## 2 論功行賞による昇任について

(1) B 氏、C 氏、D 氏及び F 氏の昇任について

B 氏、C 氏、D 氏及び F 氏は、前記のとおり、いずれも齋藤知事が知事に就任した直後に設置された新県政推進室の室長又は次長に任命され、その後もそれぞれ要職に任命されたが、齋藤知事が B 氏、C 氏、D 氏及び F 氏を重用した理由は、前記のとおり、総務省に在職していたころから同氏らと交流があり、兵庫県政について情報や意見を交換していたことに加え、同氏らの兵庫県における職歴等を勘案し、自らが標榜する政策を円滑かつ迅速に推進するに当たり、側近として補佐する役割を期待したからであると思料される。

(2) H 氏は、前記のとおり、令和 4 年 4 月 1 日、企画部万博推進室万博推進課長に、次いで令和 5 年 4 月 1 日、企画部万博推進局長に任命されたが、齋藤知事が H 氏を起用した理由は、前記のとおり、大阪府財務部財政課長在任中に意見交換等をしながら兵庫県内の「フィールドパビリオン」に観光客を誘致する「ひょうご民博 2025」を企画したことを想起し、適任であると考えたからであると思料される。

(3) 小括

以上のとおり、齋藤知事が B 氏、C 氏、D 氏、F 氏及び H 氏を要職に就けたのは、同氏らとの従前の関係によるところが大きく、異例の人事であると評価されることはやむを得ないとしても、前記 1 のとおり、同氏らが令和 3 年知事選挙において齋藤知事の事前運動ないし選挙運動に加担した事実は認められず、また、同氏らの経歴や能力に照らして不相応な役職に任命されたともいえないから、同知事選挙において齋藤知事を支援したことによる論功行賞の人事であるとは認められない。

第5章 本件文書に記載された事項3の調査結果  
—令和7年に実施予定であった兵庫県知事選挙の事前運動をめぐる問題について—

第1 本件文書の記載

1 記載内容（以下、原文のまま引用）

③ 選挙投票依頼行脚

令和5年下半期から齋藤元彦兵庫県知事は、次回知事選挙時の自分への投票依頼を始めている。産業界については D が随行。

具体的には、令和6年2月13日に但馬地域の商工会、2月16日に b 商工会議所へ出向き、投票依頼したことを確認している。その他の市町の商工会議所、商工会へも働き掛けを行っている様子。

○公職選挙法違反、地方公務員法違反

2 趣旨

本件文書が指摘する問題は、齋藤知事や D 氏が令和7年に実施される予定であった兵庫県知事選挙について、商工会や商工会議所を訪問して齋藤知事への投票を依頼するなどの働き掛けをしたことが、公職選挙法や地方公務員法に違反するという趣旨であると解されるので、これらの点につき調査を行った。

第2 事実認定

1 齋藤知事は、令和6年2月から同年6月までの間、産業労働部長である D 氏らを随行させ、次のとおり、兵庫県内の商工会及び商工会議所を訪問した。

(1) 令和6年2月13日 f 市商工会

齋藤知事と D 氏が来訪し、同商工会の会長と副会長2名が応対した。齋藤知事らは、令和6年度の商工関係の予算や事業、特に若者支援施策について説明した。

(2) 令和6年2月13日 g 市商工会

齋藤知事と D 氏が来訪し、同商工会の会長及び副会長2名が応対した。齋藤知事らは、令和6年度の商工関係の予算や事業、特に高校生対象の武道修行事業について説明した。

(3) 令和6年2月16日 b 商工会議所

齋藤知事と D 氏が来訪し、同商工会議所の会頭、専務理事代行兼事務局長及び中小企業相談所長が応対した。齋藤知事らは、令和6年度の予算や主要事業について説明し、その後、同商工会議所の会頭らと主要事業について意見交換をした。

(4) 令和6年2月16日 b 商工会議所青年部

齋藤知事と D 氏が来訪し、同商工会議所青年部の会長、副会長2名、理事4名及び前会長並びに同商工会議所の専務理事代行兼事務局長が応対した。齋藤知事

らは、皮革製品のアンテナショップを案内されて視察した後、同地域の特産品であるレザーのブランド戦略やZ世代活躍の進め方等について意見交換をした。

(5) 令和6年3月8日 c 商工会

齋藤知事とD氏が来訪し、同商工会の会長及び副会長2名が応対した。齋藤知事らは、産業労働部の施策について説明し、その後、同商工会の会長らと意見交換をした。

(6) 令和6年3月8日 c 商工会青年部

齋藤知事とD氏が来訪し、同商工会青年部の支部長、理事6名及び会計3名が応対した。齋藤知事らは、産業労働部の施策について説明し、その後、同商工会青年部の支部長らと意見交換をした。

(7) 令和6年4月3日 d 商工会議所青年部

齋藤知事、D氏、産業労働部次長及び同部地域経済課長が来訪し、同商工会議所青年部の会長、副会長2名、総務・企画委員長及び開発委員長並びに同商工会議所の専務理事及び事務局長が応対した。齋藤知事らは、令和6年度の若者世代に対する施策を説明し、同商工会議所青年部の会長らは、同施策に対する意見を陳述した。

(8) 令和6年4月3日 d 商工会議所

齋藤知事、D氏、産業労働部次長及び同部地域経済課長が来訪し、同商工会議所の会頭、副会頭2名、卸商業部会長、工業部会長、専務理事及び事務局長が応対した。齋藤知事らは、令和6年度の重点施策を説明し、同商工会議所の会頭らは、豊岡地域の景況及び県政に対する意見・要望を陳述した。

(9) 令和6年6月3日 e 商工会議所

齋藤知事、D氏及び産業労働部地域経済課長が来訪し、同商工会議所の会頭、副会頭3名及び専務理事代理兼事務局長が応対した。齋藤知事らは、令和6年度の重要政策の取組等を、同商工会議所の会頭は、淡路の地域経済の現状等をそれぞれ説明し、その後、意見交換をした。

2 以上のとおり、齋藤知事とD氏らが兵庫県内各地の商工会議所及び商工会を訪問した主要な目的は、令和6年度の予算や重点施策について説明し、理解と支持を求めるとともに、施策に対する意見・要望や各地域の経済等の状況を聴取して把握することにあった。

各訪問の際、齋藤知事らが令和7年に実施される予定であった兵庫県知事選挙において齋藤知事への支援や投票を依頼するような言動をした事実については、関係資料を精査したほか、各訪問先に対する書面による照会、齋藤知事及びD氏からの事情聴取など本調査委員会においてすることができる調査を尽くしたが、それを認めるに足りる証拠等はなかった。

### 第3 評価

以上のとおり、本調査委員会の調査においては、本件文書が指摘するような齋藤知事らが令和7年に実施される予定であった兵庫県知事選挙に向け、兵庫県内各地の商工会議所及び商工会を訪問し、同選挙において齋藤知事への投票を依頼するなどの働き掛けをした事実を認めることはできなかった。

## 第6章 本件文書に記載された事項4の調査結果 —贈答品に係る問題について—

### 第1 本件文書の記載

#### 1 記載内容（以下、原文のまま引用）

##### ④ 贈答品の山

齋藤知事のおねだり体質は県庁内でも有名。知事の自宅には贈答品が山のように積まれている。

###### （例1）

令和5年8月8日、兵庫型奨学金返済支援制度利用企業の視察として訪れた  
h社（iのトースターで有名）における出来事。周囲にマスコミ  
がいるため、h社の幹部から贈呈された高級コーヒーメーカーをその場では「そんな  
品物は頂けません」と辞退。一方、随行者のDに向かって「みんな  
が見ている場所で受け取れるはずないやろ。失礼な。ちゃんと秘書課に送るよう  
言っておけ！」と指示。後日、無事にコーヒーメーカーをゲットしている。

###### （例2）

令和5年7月にj社と兵庫県はスポーツ連携協定を結んだ。そして、ヘルメット着用のキャンペーンを展開している。そのPR用の写真は  
j社のロードバイク（約50万円）に跨る知事。そのバイクは撮影の後、知事へ贈  
呈された模様（偽装的に無償貸与の形をとる、ほとばりが冷めるまで県庁で保管する  
などの小細工がなされているかも知れません）。特定の営利企業との包括協定は、企  
業にとっては絶好のPRとなり、その見返りとしてのロードバイクの贈呈となると  
完全な贈収賄である。

これらは全てCのアレンジ。

###### （例3）

sからは、特産品のゴルフのアイアンセット（約20万円）が贈呈され  
ている。しかも、使いにくいからと再度、別モデルをおねだりしたという情報もある。  
特別交付税（市町振興課所管）の算定などに見返りを行った可能性がある。

Pは知事と同じ総務省からの出向にも関わらず、知事か  
ら考えられないくらい冷遇されているが、その辺りを忖度しなかったことへの面当  
てかも知れない。

###### （例4）

知事は驚異の衣装持ち。特にスポーツウェア。メーカーにすれば知事は動く広告  
塔。これも貸与だと言えるのかどうか。特定企業（例えばk社）との癒着には  
呆れるばかりである。

そもそも、視察先やカウンターパートの企業を選定する際には、“何が貰えるか”が判断材料だとか。企業リストには備考欄があつて、“役得”が列記されているとか。

そして、とにかく貰い物は全て独り占め。特産品の農産物や食品関係も全て。あまりの強欲、周囲への気配りのなさに、秘書課員ですら呆れているという噂。もちろん、出張先での飲食は原則ゴチのタカリ体質、お土産必須。そのため、出張先では地元の首長や利害関係人を陪席させて支払いをつけ回す。出張大好きな理由はこれ。現場主義が聞いて呆れる。

## 2 趣旨

本件文書がこの問題について指摘する趣旨は、齋藤知事が要望し、県としてではなく齋藤知事個人が贈答品を各団体から大量に受領していること、贈収賄の疑惑があること、齋藤知事による視察基準が贈答品の有無であること、齋藤知事が視察時等の食品関係等の贈答品を独占していること、出張先で齋藤知事自らの飲食代を同席者に支払わせていることで、例1～4はあくまで例示である。

したがって、例1～4に記載された事実の有無だけでなく、齋藤知事がやりとりしている贈答品全般について、情報提供等で寄せられた範囲であるものの、本件文書に記載された例示に限定せず、広く調査を行った。

また、視察や贈答等の話に至った経緯についても、上記の趣旨を踏まえ、可能な範囲で細かな事実関係を含めた調査を行った。

## 第2 判断の前提事項

### 1 刑法

本件文書に記載された「贈収賄」とは、刑法に規定された、以下の収賄罪と贈賄罪（以下、併せて「賄賂罪」という。）を併せた呼称である。

#### (1) 197条1項（収賄）

刑法197条1項は、「公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の拘禁刑に処する。」と規定している。

#### (2) 198条（贈賄）

刑法198条は、「197条から197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」と規定している。

#### (3) 判例等による解釈

##### ア 「職務に関し」

賄賂罪にいう「職務」とは、公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の執務を指称する（最高裁判所昭和28年10月27日判決）。

##### イ 「賄賂」

賄賂罪にいう「賄賂」とは、職務行為と対価関係にある利益をいうが、一定の職務に対するものであればよく、個々の職務行為との間に対価的関係のあることと要しない（最高裁判所昭和33年9月30日決定）。

社交儀礼の範囲内であれば賄賂に当たらないが、実際の認定、解釈に当たって、その範囲に関する認定は微妙な要素を含む問題であると考えられている。

中元、歳暮等の社交儀礼の範囲内であれば、職務との対価性がないとか、価値が比較的軽微であることを理由に賄賂に当たらないものと考えられているが、中元の形式をとろうと、公務員の職務に関し授受された場合には賄賂性を生じる。

ネクタイやポロシャツなどを多数回贈った事案が社交儀礼の度を超えたものとされた裁判例（東京地方裁判所平成10年12月24日判決）がある一方、中学の担任教員に対し父兄が5000円ないし1万円のギフトチェックを贈った行為に関し、私的な学習上、生活上の指導に対する感謝の趣旨と被告人に対する敬慕の念に発する儀礼の趣旨に出た余地があるとして、賄賂罪の成立を否定している判例もある（最高裁判所昭和50年4月24日判決）。

職務に関するなら、利益交付の時期や利益の多寡には関係なく賄賂となる（大審院昭和4年12月4日判決）。

#### ウ 「要求」

賄賂罪にいう「要求」とは、賄賂の供与を求めることで、相手方が実際に認識せず、又は誤認しても要求罪が成立する（大審院昭和11年10月9日判決）。相手方が応じなくても成立する（大審院昭和9年11月26日判決）。

## 2 兵庫県庁における贈答品に関するルール

本調査委員会が調査を開始した令和6年9月当時における、贈答品の受領に関する兵庫県内部の指針、規則、要綱、要領、ルール等を提出するよう兵庫県に照会したところ、「綱紀肅正通知」と「不祥事防止読本」のみと回答があった。

いずれも、規則、要綱、要領等といったものではなく、職員向けの通知文と基本書のようなものである。

### (1) 綱紀肅正通知

令和5年4月17日付けで当時副知事であった片山氏が「県民の信頼確保と厳正な規律の保持について」と題する書面を作成した。これを県は「綱紀肅正通知」と呼称しているようである。

同書面は、令和4年度に懲戒免職事案を含めて多くの不祥事が発生しており、関係職員に対し厳しい処分を行ったことを踏まえ、一人の職員の非行が県政への信用・信頼を著しく損ねるだけでなく、誠実に職務に励んでいる多くの職員に悪影響を与えることから、職員一人ひとりが原点に立ち返って県職員としての自覚を持

って職務に精励することを期待するもので、職員に対する注意喚起的な内容、位置づけの書面のようである。

贈答品の受領の関係では、「事業者等との関係においては、公務員としての立場を踏まえた行動をとり、県民から批判や誤解を受けるような行為は決して行わないこと」、「民間においては慣例的な取扱とされていても、業務に関連する贈答品は、受け取らないこと。また、やむを得ず受け取ったものについては、所属に届け出ること。」が記載されている。

## (2) 不祥事防止読本

令和2年8月改訂版「不祥事防止読本」は、「信頼され続けるあなたであるために～職員一人ひとりへのメッセージ～」という副題で総務部職員局人事課が作成したものである。

贈答品の受領の関係では、「IV 汚職の防止」の中で、贈収賄の罪に関する説明や注意喚起が記載され、「汚職防止のための『10の心掛け』」として「①特権意識や役得意識は持たない、②業者との対応は複数で行う、③『一杯のコーヒー程度なら許される』という安易な気持ちは持たない、④業者からの中元・歳暮等の贈り物は受け取らない」等が記載されている。

また、Q&Aで「Q. いつでも返せるように、開封せずそのまま置いておいたとき」も「A. 直ちに返さなければ、受け取る意思があったものとして判断されます。」と記載されている。

そのほか、汚職を防ぐための具体的な対応例として「贈答品が送られてきた場合」、「業者等が直接持参しても→公務員としての立場を説明し、絶対に受け取らない」、「デパート等から配達されても→受取拒否（配達者に事情を説明し、受領印を押印しない）」、「うっかり受け取ってしまったも→速やかに職場に持参し、上司に報告のうえ、文書を添えて返送する」ことが記載されている。

## 第3 事実認定

### 1 h社によるコーヒーメーカー等贈与の有無とその経緯

#### (1) 意見交換会の実施

令和5年8月8日、齋藤知事は、県内企業人材確保支援事業（兵庫型奨学金返済支援制度：中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業及び当該企業に勤務する従業員への兵庫県の補助金事業）の視察として、同制度を利用している h社

を訪問し、同社の役員等と実際に制度を利用している同社の職員2名、齋藤知事ら県関係者との間で、意見交換会が行われた（県の職員数名だけでなくマスコミも同席）。意見交換会は、奨学金の負担感や支援制度の効果について、利用者と利用企業の意見を聞くもので、同制度の支援要件の緩和を検討していきたいという齋藤

知事の発言もある中、20分程度で終わった（兵庫県のホームページによると、その後、実際に、令和6年4月から、対象年齢の緩和、補助期間の延長という同制度の拡充が行われているようである）。

同制度の意見交換先として同企業が選定された理由は、他にも数社候補企業がある中、同社が平成29年度から兵庫型奨学金返済支援制度の利用を開始しており、当時で同社内の利用者数は延べ37名（実数16名）であったこと、兵庫県が行うひょうごフィールドパビリオン（地域の活動の現場そのもの（フィールド）を地域が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験してもらう取組）認定プログラムである加西市内の「北条鉄道 気動車運転体験」と鶴野飛行場跡で行われる「鶴野フィールドミュージアムガイドツアー」の視察等に行く際、地理的にその前後の時間に訪問可能であったことが理由で、産業労働部が選定を行ったようである。

なお、h社は、「i」ブランドで販売したトースターがヒット商品となつたことで有名な、兵庫県の地場企業であり、意見交換会後、齋藤知事は同社工場の視察も行っている。

## (2) 意見交換会当日のコーヒーメーカーに関するやりとり

意見交換会終了後、同社玄関に至る通路の途中に同社の商品が展示してあるオープンな（仕切りがない）状態でのショールームがあつたことから、同社社長が齋藤知事を玄関まで見送るために同行する際、同ショールームで立ち止まり、社長が齋藤知事に対して、ショールームに展示している商品を説明した。

その際、展示されている商品の中に、同社のコーヒーメーカーもあり、齋藤知事が「僕、コーヒー好きなんですね。」と述べた際、社長からは「（ちょうど）今日用意しているので、持って帰ってもらおうと思っています。」と、お土産にコーヒーメーカーを渡す予定であったことを告げる発言があった。それに対して、齋藤知事は「いいんですか。」と反応し、受領する意思があることを前提とするかのようなやりとり、反応であった。

しかし、周囲で両者の会話を聞いていた記者の1人が、「（コーヒーメーカーを）本当に受け取るんですか。」と疑問を投げかける質問をしたところ、齋藤知事は、回答に詰まった様子であった（少なくとも回答しながつた）。

そして、齋藤知事が同社玄関まで出たところで、社長がコーヒーメーカー（小売価格約3万円）の入った段ボールを手渡そうとしたところ、知事は受領を辞退した。同社としても、あくまで来社のお土産として県に渡す意図、会社案内程度の意図で用意したものであり、無理に渡す目的はなかったので、齋藤知事との間でのコーヒーメーカー贈与に関する直接のやりとりはこれだけで終わった。

齋藤知事はそのまま公用車に乗ったが、公用車のドア前まで付き添った

D 氏

に対し、（コーヒーメーカーの贈答に関して）「上手に断る」、あるいは「上手に対応」しておくよう伝えた（D氏は齋藤知事から「上手に断る」よう言われたと供述している）。

しかし、後述のとおり、その直後、齋藤知事が断ったものについて D氏が受け取る前提での対応をしていること、翌日以降、齋藤知事が D氏から直接相談を受ける前にあらためて秘書広報室長を通じて D氏に対し、コーヒーメーカーが届いても受領しないよう指示を出したことに照らすと、同社を訪問した時点で「断る」ようはっきりした指示を当日に出していたのであれば、D氏からあらためて相談を受ける前にこのような指示を出す理由がなく、経緯として違和感がある。そして、齋藤知事は、当日、対応に迷っていた様子がうかがえることからすると、当日の指示は「上手に対応」といった、より曖昧な言葉、指示であった可能性も考えられる。

齋藤知事が公用車に乗り、見送った後、同社の役員と D氏が会話する中、D氏としては、ショールームでの立ち話では同社が齋藤知事個人へコーヒーメーカーを贈与する意味かと思っていたが、そうではなく県への贈与の意図であったと認識するに至り、県への贈与であれば来客時に使用すれば兵庫県の地場産業の良いPRになるので、県として受領することに支障はないのではないかと考え、「せっかくのお申出なので、いったん産業労働部宛に送っていただけますか。」と伝えたところ、同社としても、齋藤知事個人への贈与ではなく県への贈与の意図であったことから、産業労働部へ送ることを了解した。

### (3) 齋藤知事がコーヒーメーカーの受領を断った理由

本調査委員会でのヒアリングにおいて、齋藤知事は、記者から疑問視されたためコーヒーメーカーの受領を断ったのではなく、高価であるし、家電製品でもあるので受領を断った等と理由を述べているが、別件で、齋藤知事は、豊岡の鞆や竜山石の湯呑等といったこれ以上の高価品を知事室等で使用するために県として受領していること、家電製品であるものの地場産品であり、h社の製品はふるさと納税返礼品の対象商品になっており、地場産品という意味では変わらないことから受領を断った理由として整合していないため、本調査委員会としては、齋藤知事の上記弁解が当時に受領を断った理由であると認定することはできないものである。

また、同ヒアリングにおいて、齋藤知事は、当初の社長とのやり取りはあくまで社交辞令としての会話にすぎず、その場ですぐに断ることが失礼になるので断る発言をしなかつただけであるとも述べているが、齋藤知事が述べるような受領できない理由が当初から齋藤知事の頭にあったのであれば、社長の心遣いに感謝の気持ちを述べた上で受領できない理由を説明することが失礼のない誠実な対応であり、受け取る反応を示しながらその直後に言葉と裏腹に断る方がかえって失礼で贈与者側を困惑させるものといえる。そして、当時の状況に照らすと、齋藤知事

が述べるような理由に基づく真意ではない発言、会話であったとは首肯し難いし、受領を肯定する齋藤知事の発言という外形的事実からは、発言どおりに齋藤知事が当初はコーヒーメーカーを受領する意思があったものと推認できる。そうすると、齋藤知事がコーヒーメーカーの受領を断った理由は、記者から受領を疑問視する質問が出たからであると言わざるを得ない。

なお、齋藤知事は、本件百条委員会での証言において、コーヒーメーカーを受領しなかった理由について、「直感的なとこになりますけど、受け取らないほうがいい」というふうに判断しました」と述べているように、当時、贈答品を受領するかしないかの基準を明確に理由として整理していたわけではなく、ある意味場あたり的にその場の感覚で受領の有無を判断していたことからも、当初の社長との会話の時点で贈答品を受領するか否かについて齋藤知事が理論的な整理のもとに受領を断るつもりだったとは考え難いものである。

(4) 齋藤知事が受領をいったん辞退したものを D 氏 が郵送で受領する意思を示した理由

本調査委員会は、齋藤知事が受領を断ったものを、部下である産業労働部長が受領すると回答したという対応に疑問、違和感を覚えた。そこで、その旨質問したところ、 D 氏 からは、

「知事は遠慮していた様子だったので」、「知事がコーヒー好きなんでと言ってるので、個人として自宅に持ち帰るということだと当初は思っていた」、「しかし、 h 社との話で、県全体でということなので、贈与対象が違うと思った」、「 h 社のコーヒーメーカーは昔の県の幹部が個人的にもらっていたという話も聞いていたので、いいのかなと思っていた」

という認識が回答された。そのため、本調査委員会は、 D 氏に対し、少なくとも齋藤知事の態度とは整合しないが、そのような勝手な行動をして後で怒られる、あるいは問題視されると思わなかったのか、とさらに質問したところ、同氏からは

「メイドイン兵庫の P R になるので」、「マスコミを意識して体裁が悪かったから知事としては受領を断ったのだと思った」、「知事はマスメディアをかなり気にされる方で、マスコミ意識は相当強い」

という認識が回答された。

そして、既述したとおり、齋藤知事の指示が曖昧な表現であった可能性があること、マスコミからの指摘があるまでは受領するような態度を齋藤知事がとっていたこと、第 9 章で述べるように齋藤知事がマスメディアを気にしていたことは幹部職員も周知の事実であったこと、齋藤知事が知事応接室を県の特産品 P R のためのショールームにしたいと公言していることは周囲の職員にとって公知であったこと等を総合すると、 D 氏のヒアリングにおける上記回答は、外形的な経緯や状況から同氏がそのように認識することに違和感はないから、齋藤知事の真意は

ともかく、D氏としては当時の率直な認識をそのまま供述しているものとして信用できると考えられる。

なお、齋藤知事が、その後、実際にコーヒーメーカーが県庁に届いた後、コーヒーメーカーを受領しないことをあらためて指示したこと、コーヒーメーカーを秘書室や知事応接室で使用しなかったことからすると、仮に当日の齋藤知事の発言が「上手に断る」よう伝えるのではなく「上手に対応」という曖昧なものだったとしても、齋藤知事の意図としては、上手に辞退しておくように、という最終的な判断、指示であったとは推測される。ただ、その発言、応対は、コミュニケーションとして曖昧で、いかなる理由で贈与を辞退するのか、当初に受け取るそぶりを見せたのは何故であったかなどを考えると、D氏が既述のとおりに認識し、推測していたことも十分首肯できる状況であった。

#### (5) トースターに関するやりとり

同社としては、新商品のコーヒーメーカーを令和5年4月に発売したところであったことから、お土産を手渡しする際、この新商品のコーヒーメーカーを用意していたが、配送であれば、かさばっても問題はないし、同社の有名なヒット商品はトースターであったことから、役員間の協議でコーヒーメーカーだけでなくトースター（小売価格約3万円）も送ることにした。

そのため、翌日の令和5年8月9日、D氏が同社に対し電話で意見交換会のお礼を述べた際、同社から、コーヒーメーカーだけでなくトースターも送るという話が伝えられた。

#### (6) コーヒーメーカー、トースターの配送による受領

配達票コピーと運送料の請求明細書によると、コーヒーメーカーは令和5年8月9日付けで同社から県庁内のD氏宛に発送され、トースターは同月10日付けで同じく同社から県庁内のD氏宛てに発送され、秘書課に送られた事実はないことが客観的に確認できた。

なお、コーヒーメーカーとトースターの発送日が異なるのは、コーヒーメーカーはお土産として用意していたので8月9日に発送できたが、トースターは本社事務所に商品が保管されておらず、倉庫から取り寄せたために1日分の発送のタイムラグが生じたものであった。

D氏は、コーヒーメーカーとトースターを県庁内で受領したが、段ボールの封は開けておらず、届いたままの状態で県庁内の産業労働部に置かれたままになっていた。

#### (7) 意見交換会翌日以降の贈答品受領に関する齋藤知事との協議、指示

意見交換会の翌日以降、D氏は、コーヒーメーカー等の受領について、あらためて齋藤知事の真意や判断等を確認すべく、秘書広報室長に対し、齋藤知事と協議する予定であることを示唆していた様子であるが、齋藤知事の多忙、連休（令和

5年8月11日は祝日で、12、13日は土日)によりすぐに協議は行われなかつた。結局、齋藤知事は、意見交換会から約1週間経った頃、D氏 からあらためて相談を受ける前に、秘書広報室長に対し、コーヒーメーカーは受領しないようD氏 に伝えるよう述べ、秘書広報室長は、D氏 にその旨を伝えた。

なお、その後、D氏 がコーヒーメーカーとトースターを返却していなかつたことや、齋藤知事の指示が意見交換会から約1週間も経つてから出されたことからすると、齋藤知事から上記のような指示が本当に出されたのか疑念が残る面もある。しかし、同指示が出ていたことには、複数の関係者の供述がおおむね一致していること、秘書課や知事応接室でコーヒーメーカーが使用された事実がないことからすると、齋藤知事から受領しないようにとの指示があったという上記事実を認定することが妨げられるものではない。

#### (8) コーヒーメーカー、トースターの返却

D氏 は、秘書広報室長を通じて齋藤知事から令和5年8月中旬には商品を受け取らないよう明確な指示を受けた。しかし、h社に対しては、コーヒーメーカーを受け取ることを前提に産業労働部宛てに送るよう話をした手前、いきなり送り返すわけにもいかず、礼儀として同社に直接持つて行って返却の説明をしようと考えた。

そのため、齋藤知事による明確な指示があった後もすぐに返却せず、当初は部長室の応接に置いていたが、その部屋は、週1回産業労働部の幹部会をしていた場所でもあり、邪魔になったことから、同部の総務課で保管するようになり、そのまま返却することを失念していたようである。

D氏 は、令和6年3月21日、本件文書を見た際、コーヒーメーカーとトースターを返却していなかつたことを思い出した。そして、同月27日、部下の職員とともにh社を訪問し、配送時と同じ段ボール箱に入れたまま、送付状が箱に貼られたままの状態でこれらを返却した。

#### (9) 懲戒処分

令和6年5月7日、D氏 は、「コーヒーメーカー等について、返却するよう指示を受けたにも関わらず、半年以上にわたって返却を怠り、県民の疑念を招いた」ことを理由に、懲戒処分として訓告処分を受けた。

D氏 としては、初めて受けた懲戒処分で、経験に傷がつくことになったが、自分がミスをしたのが事実であったことから異論は出さず、処分を受け入れた。

#### (10) 小括

以上のとおり、本件文書「④贈答品の山」に例1と記載されている内容については、令和5年8月8日、兵庫型奨学金返済支援制度利用企業の視察として齋藤知事がh社を訪れたこと、周囲にマスコミがあり、高級コーヒーメーカーの受領について疑問を投げかける質問が出たことから、齋藤知事が贈与を辞退したこと、後日、

兵庫県庁にコーヒーメーカーが届いたという多くの記載が事実である。

しかし、本件文書の趣旨、重要事項である、齋藤知事個人による受領については、事実ではなく、齋藤知事が随行者の D氏 に対して、コーヒーメーカー等を秘書課に送る旨同社に伝えるよう指示したことも、齋藤知事個人がコーヒーメーカー等を受領した事実も認められない。

また、社長との会話の中、コーヒーを好む齋藤知事の発言はあったが、商品の説明を受ける際の世間話であるし、h社はその会話以前にコーヒーメーカーをお土産として用意していたのであるから、齋藤知事がコーヒーメーカーをおねだりした事実も認められない。

## 2 h社による自転車贈与の有無とその経緯

### (1) 兵庫県のスポーツ行政

スポーツ振興課は、齋藤知事の就任前は教育委員会の所管であった（体育保健課からの分課）が、議会は、同知事の就任後、教育としてだけでなく、スポーツを通じて地域活性化を行うべきという意見を表明した。また、齋藤知事は、スポーツに関心が高かった。これらの事情を背景に、令和5年4月、齋藤知事の肝煎りでスポーツ振興課は教育委員会の所管から知事部局となる県民生活部の所管に移管された（添付資料6：兵庫県機構図参照）。

その流れで、県として、従前は、道路、公園、観光の各担当部署でばらばらに対応していた自転車関係の施策をスポーツ振興課で統括することにし、サイクル事業を推進していくことになった。

### (2) 連携協定の締結

令和5年4月1日に新たな組織形態で始まることになったスポーツ振興課の課長は、以前に公民連携部署に所属していたこともあり、官民連携でスポーツ振興、サイクル事業を推進していくに当たり、自転車のメーカーを調べたところ、スポーツタイプの自転車の世界的なメーカーである h社

日本法人の本社が兵庫県にあることがわかり、同社にアプローチし、協議が進められることになった。

そして、令和5年7月27日、「相互の緊密な連携と協力により、スポーツの振興に関する取組を推進し、地域活性化や県民サービスの向上を図ることを目的」とし、①サイクリイベントの情報発信、②ヘルメット着用の推進、③自転車の安全利用の促進、④サイクリストの拡大、⑤サイクルツーリズムの推進、⑥その他、双方が必要と認める事項について連携し、協力していくこと等を記したスポーツの振興における連携及び協力に関する協定書が兵庫県と h社 の間で締結された。

### (3) 兵庫県によるヘルメット着用キャンペーン

令和5年4月1日施行の改正道路交通法により、自転車を利用する全ての人は

ヘルメット着用が努力義務となった。

しかし、兵庫県は、警察庁発表のデータによると、ヘルメット着用率が6.2%と、全国平均13.5%を大きく下回っていた。そこで、県は、令和5年10月3日以降に購入した安全基準を満たした自転車乗車用ヘルメットを対象に、ヘルメット1個につき上限4000円相当の還元を行う自転車ヘルメット購入応援事業を企画し、そのキャンペーンを行うこととした。

(4) PR写真

兵庫県は、自転車ヘルメットの着用促進キャンペーンに使うPR写真として、齋藤知事が j社 のロードバイクに跨る写真を使用することを検討した。

(5) ロードバイクの提供

令和5年7月27日、連携協定締結時において、締結式が行われてマスコミ発表がされるとともに、同日、協定に基づき、 j社 から齋藤知事のサイクル関連事業のPR用に、電動アシスト付きのロードバイク（約50万円）が提供された（まずは、令和5年9月に実施される淡路島ロングライドというサイクルイベントで使用される予定だったようである）。

このとき、兵庫県と j社 の担当者レベルの協議としては、ロードバイクは貸与とすることで口頭合意し、そのことをマスコミにも連携協定締結式の質疑応答で説明していたことから、連携協定後すぐの令和5年7月29日の神戸新聞の朝刊でも、「貸与」という形であることが掲載された。

そして、無償貸与であることから使用貸借であったことは明らかであるものの、貸与期間や貸与にあたっての条件等について協議はされておらず、これらを記載した書面も作成されていなかった（ただし、使用貸借は、期間を定めなかつた場合でも、民法597条2項により、借主が使用目的を終えることによって終了するし、民法598条1項により目的に従い借主が使用するのに足りる期間を経過したときには貸主からの契約解除ができるので、後の返還を求めることができない贈与とは異なるものである）。

(6) 提供されたロードバイクの使用

齋藤知事が j社 から提供されたロードバイクを実際に運転して走行したことはない。ロードバイクが使用されたのは、PR用の写真撮影のため齋藤知事がロードバイクに跨ったことがあるのみである。

(7) ロードバイクの返却

本件文書問題が表面化した後の令和6年4月ころ、 j社 とスポーツ振興課職員が協議し、令和6年6月3日、ロードバイクの貸与に関する契約書を作成、締結した。

そして、本件文書問題の渦中で様々な声や意見があり、齋藤知事がロードバイクに乗ることもできないという状況も踏まえ、同契約書上、連携協定からちょうど1

年後となる令和6年7月26日を一区切りとして、貸与期間の終期と定め、実際にスポーツ振興課の担当職員が借りていたロードバイクを j社 に持参し、返却した。

(8) C 氏の関与

スポーツ振興課は、令和5年4月、教育委員会から県民生活部の所管へと移り、C 氏が部長としてこれを統括する立場となった。しかし、C 氏が兵庫県と j社 との間の連携協定締結交渉やロードバイクの貸与に当たって具体的な協議を行ったり、指示をしたりした事実は確認できなかった。j社 との関係は、もっぱらスポーツ振興課の担当職員が進めた事業であり、C 氏による贈与を偽装するアレンジ、工作があったとは認められない。

(9) 小括

以上のとおり、本件文書の「④贈答品の山」に例2と記載されている内容については、令和5年7月、j社 と兵庫県が連携協定を結んだこと、ヘルメット着用のキャンペーンを展開したこと、PR用の写真は j社 のロードバイク（約50万円）に跨る齋藤知事であったという多くの記載が事実である。

しかし、本件文書の趣旨の中で、重要事項である、齋藤知事個人への贈与は事実ではなく、贈与の偽装として無償貸与の形をとったという経緯も認められない。連携協定の見返りとして齋藤知事個人にロードバイクが贈与された事実はないし、C 氏がロードバイクの贈与等を偽装するアレンジ、工作をした事実も認められない。

3 s (役場) によるゴルフのアイアンセット贈与の有無とその経緯

(1) s の管内視察・意見交換会

令和4年10月14日の午後、齋藤知事は、中播磨地域の地場産業・地域資源等を視察し、s 長と意見交換を行った（午前中は近くの別の地域の視察等を行った）。

s での視察先は5つあり、そのうち1つが

1社 であった。1社 が視察先に選定された理由は、s は国産アイアンヘッド発祥の地とされており、60余年の歴史を誇るクラブメーカーであったからで、s の地場産業として町役場から推薦があり、その手配、調整で視察先となつたものである。

(2) 1社 の視察

齋藤知事は、1社 において、アイアンヘッド製造工程や設備等の説明を受け、工場内を見学した後、アイアンヘッド製造業に関する課題等についての意見交換を行った。

(3) アイアンヘッドの贈与

同社の事務所には、製造品であるアイアンヘッドや、製造工程がわかる部品、半製品等が数多くパネルのように展示されており、それを見た齋藤知事が、知事応接室で地場産業のPRとして飾ることを考え、随行職員に対し、「これを（知事応接室で）飾れないか聞いてきて。」と伝えたことから、職員が同社に対し、展示するために県へ提供してもらうことは可能か打診し、同社は快諾した。

その後、同月24日、同社から兵庫県庁の知事室宛で、「ゴルフヘッド 見本用」の品名で、製造工程ごとの金物一式と試作品のアイアンクラブ1本が配送された（配送会社の出荷伝票一覧でも確認）。

なお、試作品のアイアンクラブは、カスタムオーダーで、その価格は1本約10～15万円前後のようであるが、商品の名称が入っていない等、売り物としては不十分な試作品であった。

#### (4) アイアンヘッドの展示

上記の贈答品は、実際に知事応接室で展示され、本件文書問題が作成される前の時点で、知事応接室での面談や表敬訪問時に撮影された写真にも展示されている様子が写っている。

#### (5) 令和5年10月23日の西播磨市町長会知事要望の会場での会話

元西播磨県民局長が作成し、遺族が本件百条委員会へ令和6年7月12日付けで提出した陳述書には、「令和5年10月23日、県庁2号館5階庁議室で行われた西播磨市町長会知事要望の会場において、会議終了後、知事と●●●●が立ち話。●●『アイアンの調子はどうですか』、『ちょっとシャンクが出てきて…』、『じゃあ、別のものでも…』という会話を●●が直接聞いた。平成の初期、地方課で勤務していたが、その頃、自治省から出向してきた●●●●等に●●●●はアイアンをプレゼントしていた。その当時の記憶があり、今回も同様の贈呈があったと思った。」と記載されている。

しかし、s長は、令和5年4月、新しい町長に代わっており、新町長は、令和5年10月23日の会合では齋藤知事に初めて会ったものであった。そのため、この会合では挨拶と名刺交換が行われただけで、sの関係者が上記陳述書に記載されたやり取りを齋藤知事と行った事実は認められなかった。

#### (6) 特別交付税の算定

特別交付税とは、地方交付税の種類の1つであり、国から各地方公共団体に配分されるものである。

地方交付税法に基づき、特別交付税に関する省令が定められており、同省令7条により、都道府県知事は同省令と総務大臣の定めるところにより、市町村ごとの額を算定しなければならないとされている。

特別交付税の算定、決裁権限は知事にあるが、兵庫県においては、市町振興課長が特別交付税の算定案を作り、総務部長、知事が決裁する流れとなっている。

P

は、令和5年4月、総務省

から兵庫県に出向し、令和5年度の特別交付税の算定案を作成したが、算定案作成に当たって P と齋藤知事が協議を行ったことも、齋藤知事から何らかの指示や要望が伝えられたこともなかった。

また、 s への特別交付税の現実の交付額の推移として、令和3年度から令和5年度にかけて、交付額に大幅な変動はない。市町に交付する税の額は、国が決定する場合と県が決定する場合があるが、兵庫県が決める県内12市町の合計額に s への交付額が占める割合も、その間は、いずれも約5%で大きな変動はない。

そのため、 s への特別交付税の算定について、齋藤知事が便宜を図った事実は認められないし、担当課長が齋藤知事へ何らかの忖度をした事実も、忖度をしなかつた事実も認められない。

#### (7) 市町振興課課長への対応

齋藤知事と P は、総務省の先輩、後輩関係となる。

そのこともあり、他の幹部より、 P は齋藤知事から厳しい指導を受けているという見方をされていた場合もあるようで、他の職員がいる中で齋藤知事から叱責されている場面を目撃されていたこともあるようである。

もっとも、齋藤知事が P を冷遇したといえるような具体的な出来事は確認できなかつた。

#### (8) 小括

以上のとおり、本件文書「④贈答品の山」に例3と記載されている内容については、市町振興課課長が齋藤知事と同じ総務省からの出向であるということのみ事実であるものの、それ以外の大部分、他の記載はいずれも事実とは認められない。

### 4 k社によるスポーツウェア等の贈与、特定企業との癒着の有無及び経緯

#### (1) k社からのスポーツウェア等の提供（初回）

令和3年9月頃、神戸マラソン実行委員会において、兵庫県と k社 (以下「 k社 」という。) がともに参加する中での関わりで、兵庫県から k社 に対し、齋藤知事が公務で着用するウェア提供の打診があった。齋藤知事としては兵庫県を代表する企業である k社 のPR、兵庫県のスポーツ振興になると想え、県は齋藤知事の要望、意見をもとに打診したようである。

k社 はこれを快諾し、その時点で想定していた神戸マラソンの関連イベントには間に合わなかつたものの (なお、この年の神戸マラソン自体はコロナ感染症対策のため延期となり、令和4年1月に開催されることになった) 、製造を進めていたことから、令和4年1月、齋藤知事用 (兵庫県のロゴ入りの別注品という

意味)の春夏用ジャージ2点と秋冬用ジャージ3点、中綿コートを兵庫県に提供した。

なお、上記提供の際、貸与か贈与かという法形式に関しては兵庫県と k社との間で詰めた協議は行われておらず、書面の締結もなかったようである。

#### (2) 連携の覚書締結とスポーツウェア等の提供（2回目）

令和4年5月10日、兵庫県の公民連携によるSDGs普及に向けたプロギング（ジョギングをしながらゴミを拾う活動の造語）イベントが行われることになり、その際に齋藤知事に上記のジャージを着用してもらうことになったことから、それに合わせ、令和4年4月25日、兵庫県と k社との間で「スポーツを通じた地域創生の取組における連携及び協力に関する覚書」が締結された。

同覚書には、「相互の緊密な連携と協力により、スポーツを通じた地域創生の取組を推進し、地域活性化や県民サービスの向上を図ることを目的とする」こと、具体的には、①スポーツによる県民の健康づくり活動に関するここと、②スポーツを通じた地域振興・まちづくりに関するここと、③スポーツを基軸とした産業の活性化に関するここと、④その他双方が必要と認めるものについて、連携し協力すること、これらの事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うこと等が記されていた。

また、上記のプロギングイベントで齋藤知事が履くために、 k社から、兵庫県に対し、令和4年5月10日、ランニングシューズ（銀色）が提供された。

そして、齋藤知事は、 k社から提供されたジャージとランニングシューズを実際に着用して、同イベントに参加した。

#### (3) スポーツウェア等の提供（3回目）

上記覚書に基づき、兵庫県と k社は月1回程度の頻度で定期的にミーティングを行うようになり、スポーツに関わる公務だけでなく、いろんなところで k社のウェアを齋藤知事に着用してもらおうという話が出たため、令和4年6月、 k社は、兵庫県に夏用ウェアとしてTシャツ3点、ポロシャツ3点（いずれも兵庫県のロゴ入りの別注品）を提供した。

#### (4) 連携協定の締結とスポーツウェア等の提供（4回目）

令和4年12月20日、「緊密な相互連携と、共同による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的」として、①スポーツ振興に関するここと、②健康増進に関するここと、③環境保全に関するここと、④キャリア教育に関するここと、⑤部活動の地域移行に関するここと、⑥安全安心な暮らしに関するここと、⑦県政PRに関するここと、⑧その他地域社会の活性化及び県民サービスの向上に関するこことについて連携し協力すること、これらの事項を効果的に実施するため、双方は定期的に協議を行うこと等が記載された「連携と協力に関する協定書」が兵庫県と k社の間で締結された。

上記連携協定の締結に合わせて、 k社は、兵庫県に対し、令和4年12月、

ランニングシューズ（黒色）を提供した。

(5) スポーツウェア等の提供（5回目）

令和5年10月27日、運動不足の解消や社内コミュニケーションの活性化を図り、兵庫県内で働く人の健康増進を促進する目的で、兵庫県と n 社

が連携して開催する、ウォーキングアプリを活用した事業所対抗ウォーキングイベント「ひょうごあるくと大運動会」で齋藤知事が履くために、 k 社 から、兵庫県に対し、 k 社 のスポーツスタイルシューズが提供された。

同シューズは、 k 社 が環境負荷の低減を追求し、温室効果ガス排出量を抑えたスポーツスタイルシューズを開発したため、SDGs 関連の県行事において齋藤知事が履くことを前提に提供を受けたものであった。

(6) 提供されたスポーツウェア等の使用状況

上記のとおり k 社 から提供を受けたスポーツウェア等は、実際に齋藤知事が公務としてスポーツイベントや連携協定締結時、SDGs イベントで着用しており、本調査委員会としてもその様子の写真を確認している。

また、令和4年から令和6年にかけて、兵庫県としてクリーニング業者と契約し、齋藤知事が公務で着用後、上記スポーツウェア等を適宜クリーニングに出し、兵庫県においてクリーニング代も支払っている状況も確認できた。

(7) 提供されたスポーツウェア等の寄附申出書

もっとも、令和6年に本件文書に関する問題が連日のようにメディアを賑わせ、 k 社 との癒着や貸与に疑問を呈する記載があったこと、本件百条委員会も開催されることになったこと等を受け、令和6年7月頃、県当局からの申出で、 k 社 との間で、上記スポーツウェア等の取扱いについて、書面上の処理、確認を行うことに関する協議が行われることとなった。

k 社 としては、スポーツウェア等は使用済みのものを返却されても取扱い、処分に困るだけなので、貸与ということは当初から想定していなかった。

そのため、贈与として書面を作成することとなり、秘書課からの要望で、令和6年8月1日付けの寄附申出書を k 社 が兵庫県に提出し、 k 社 から兵庫県に提供された既述のスポーツウェア等が全て兵庫県に寄附されたものであること、兵庫県民のスポーツ振興及び健康増進等の目的のためのみに使用し、利用後は兵庫県関係者個人をして利用させず、第三者に譲渡等することなく兵庫県にて適切の処分すべきものであることが申し出られた。

(8) 兵庫県と k 社 との協力イベント、有償契約

兵庫県と k 社 との間で、兵庫県が開催するイベントでの有償契約はあるものの、イベント開催時の「歩行に関するセミナー及び歩行姿勢測定」に関する講演料として10万円未満のものがあった程度であった。

(9) 小括

以上のとおり、本件文書の「④贈答品の山」に例4と記載されている内容については、齋藤知事が k社 から貸与ではない形でスポーツウェアの提供を受けたことは事実であり、メーカーである k社 からすると齋藤知事には広告塔としての意味があったこと（ただし、特段の商品PRがされていた様子はあまり見受けられないし、スポーツ選手ではないので、程度問題として、 k社 が商品PRに大きな期待や役割を求めていたものとは考え難い）は否定できないが、あくまで兵庫県への贈与であった。

また、 k社 との癒着の事実は認められなかった。

## 5 視察先企業リストに役得が列記されていることの有無

齋藤知事の視察先やカウンターパートの企業を選定する際、何がもらえるかが判断材料で、企業リストの備考欄に役得が列記されているといった事実は認められなかつた。

## 6 農産物や食品関係の贈答品の独り占めの有無とその経緯

### (1) 秘書課が把握する農産物や食品関係の贈答品

令和3年8月の齋藤知事就任後、令和6年7月までの間で、秘書課が管理、把握している贈答品は約137件であった。

ただし、秘書課が把握しているのは、あくまで知事応接室や秘書課倉庫等、県庁内に保管されていて形が残る物品ばかりであり、上記のうち農産物や食品関係は10件に満たず（日本酒、訪問団体の周年や総会記念品のお菓子等）、いずれの食品関係も本件文書が問題になった令和6年4月以降に贈与されたものである（消費されるものは形が残っておらず、記録もないため、資料による確認ができなかつた中、令和6年4月以降は可能な範囲で秘書課にて担当者の記憶等をもとに整理した上で回答のようである）。

### (2) 報道、本件百条委員会のアンケート、ホットライン、ヒアリングによる情報提供

齋藤知事が視察時等に視察先等から受領し、個人的に消費していた可能性が高い農産物や食品関係の贈答品は、報道、本件百条委員会のアンケート、ホットライン、ヒアリングによる情報提供からすると、以下のようなものがある。

- ・上郡町のワイン
- ・山田錦（三木市特産品）で造られた日本酒
- ・淡路の牛乳
- ・淡路島たまねぎ
- ・朝来市特産の岩津ネギ（2ケース）
- ・枝豆
- ・青森のりんご

- ・前開のいちご
- ・野菜等の農作物
- ・　　m組合 の兵庫海苔
- ・明石の巻き寿司
- ・香住の蟹
- ・室津等の蠣、あさり

(3) 職員との分配

齋藤知事が視察先で直接受領した農産物や食品関係の贈答品は、職員には分配されず、齋藤知事が自宅に持ち帰っていたケースがほとんどであったようである。

なお、本調査委員会として分配状況を個別に確認まで行ったわけではないが、少なくとも、青森のりんご、兵庫海苔は職員との間で分けられていたようである。

(4) 齋藤知事の認識

齋藤知事は、農産物、食品関係の贈答品について、特定の職員だけに配るのはどうかと思い、自分で持ち帰って食べるのがいいと考えたと述べている。

また、本件百条委員会において、齋藤知事は、少なくとも上郡町のワイン、山田錦の日本酒、枝豆、岩津ネギ、淡路島たまねぎ、蟹等を受領し、自己消費したことを見出している。

(5) 小括

以上からすると、齋藤知事が農産物や食品関係の贈答品をおおむね独占し職員に分配していなかったこと自体は事実と言わざるを得ないし、井戸前知事が秘書課の職員等に分けていたことからすると、独り占めと揶揄される外的要因があることは否定できない。

しかし、各贈与者が特産品を知事に食べてもらいたいと考えて渡しているものが主であることからすると、齋藤知事がそのまま持ち帰ること自体、本件文書が指摘するように強欲とまで言えるのか疑問があり、公務として理由があり、視察や行事出席等を行っていることからすると、出張が好きな理由がこれらの農産物や食品がもらえることにあるという事実も明らかとはいえない。

7 出張先での飲食のタカリ体质、お土産必須の有無及び経緯

齋藤知事が出張先で飲食をした際に代金を支払わず、出張先等に要求して支払わせたり、お土産を必須とさせていたりした事実は認められない。

なお、元西播磨県民局長の陳述書記載のとおり、令和4年1月7日の西播磨地域づくり懇話会において、上郡町でワインの生産が始まっているという話題が出た際に、齋藤知事が「ワインをちょっとまだ私は飲んでいないので是非また。この間はイチゴ、ジャム、塩はあれですけど、また折を見てよろしくお願ひします」という発言があったこと、その後、実際に齋藤知事が同ワインの贈与を受けたことは事実である

が、出張先で齋藤知事の意向でお土産を必須としていたという事実や経緯は認められなかった。齋藤知事が視察に来た際に地元の特産品を知つてもらうためにお土産を渡すこと自体は地元側の心情や心遣いとしてありうるものであり、上記のような事例が複数あったとしても、係る事実をもつて齋藤知事が出張先のお土産を必須としていた事実が推認されるものではない。

#### 8 その他、本件文書には記載されていないが、齋藤知事が受領した贈答品の有無とその経緯

その他、本件文書には記載されていないが、齋藤知事が受領したことの有無等が報道等により問題となっていた事例や本調査委員会に情報提供として寄せられたものについて、いくつか、本調査委員会としての事実認定を記載する。

##### (1) ○による播州織の浴衣の贈与の有無とその経緯

齋藤知事は、兵庫県として、令和5年6月、○から、播州織の浴衣1着と帯2点の無償提供を受けた。

上記浴衣は、地場産業である播州織のPRとして、齋藤知事の公務でのみ使用されており、秘書課において保管されていた。

なお、提供に際して、書面等は取り交わされていなかつたが、兵庫県と○が協議をして、令和6年7月30日付で○から兵庫県に対する寄附申出書が提出されている。

##### (2) スキーウェアの贈与の有無とその経緯

齋藤知事は、令和5年2月15日、豊岡市日高町の万場スキー場へ、誘客促進支援（少雪や電気代高騰への支援）のための現地視察を行つた。

その際、齋藤知事は、現地でスキーウェアとスキー用具を借りて、スキーを体験し、○p協会の会長と懇談し、支援事業の説明を行つた。

その数日後、県の職員は、齋藤知事がスキーウェアを要望していると伝え聞き、上記協会にスキーウェアの提供が可能かを打診した。しかし、その回答は、スキーウェアは会長が個人で購入した私物である、知事も必要であれば購入されたいというものであった。

そこで検討するに、齋藤知事としてはあくまで質問という意図で、かつ、個人としての所有ではなく、知事としての職務での使用のみを想定していたのかもしれない。しかし、スキーウェアを（個人としてではなく県としてであろうが）贈与してもらうことを期待していた事実に変わりはない。どれだけ丁寧かつ柔らかな物言いで伝えたとしても、県知事という県のトップからの期待、要望に圧力を感じる、あるいはそこまで感じなくとも対応しないといけないと受け止めるケースはありうると思われる。したがつて、外形的にみて「おねだり」をしたと見られる可能性がある状況であったことは事実とみてしかるべきである（ただし、個人への贈

与ではなく県への贈与を尋ねたという主張を否定する事実、証拠は確認できなかったことから、本件文書の趣旨である齋藤知事個人への贈与をおねだりした、という事実が認定されたわけではない）。

なお、齋藤知事は、ヒアリングにおいて、会長との会話で上記スキーウェアをかっこいいと褒めたことはあるが、それは社交辞令にすぎない、職員との会話でスキーウェアを知事室に置いておきたいと述べたことはないし、提供してもらうつもりもなかった、打診は、あったとしても、自分からの指示によるものではない、職員が勝手にしたことであると述べている。しかし、複数の情報提供者から、齋藤知事の要望で打診することになったという話があったこと、齋藤知事が要望しないのに周囲の職員が独断で打診するとは考え難いこと、齋藤知事自身もスキーウェアのデザインを褒める発言をしていたこと自体は争いない事実である。その事実はスキーウェア提供打診の要望が齋藤知事からあったとする事実と整合すること、上記視察時に借りたスキーウェアは兵庫県スキー連盟のウェアで、兵庫県スポーツ協会の会長をあて職として知事が就任することになっているので、兵庫県スポーツ協会の下部組織である兵庫県スキー連盟のウェアが知事用にあってもいいし、毎年視察に行く際に着るので、聞いてみてもらえないか、という趣旨、ニュアンスの打診であったといった齋藤知事が提供を求める理由が詳細かつ具体的に情報提供されていることからすると、齋藤知事のヒアリングにおける主張は、齋藤知事の要望でスキーウェア提供の打診が行われたという上記の事実認定を妨げるものではない。

### （3）竜山石の湯呑の贈与の有無とその経緯

齋藤知事は、令和5年5月20日、高砂市の生石神社へ、ひょうごフィールドパビリオンのSDGs体験型地域プログラムに認定された「1700年前からつながるパワーストーン奇跡の浮石『石の宝殿』と竜山石を使ったワークショップ」の現地視察を行った。

その際、齋藤知事は、竜山石採石場の見学を行い、上記プログラムの実施主体である<sup>q</sup>の理事長で、竜山石を使ったアクセサリーや各種商品を製造している<sup>r</sup>

の代表取締役ないし<sup>r</sup>から、竜山石の湯呑（複数個入りのセットで、小売価格約4万円弱だったようである）の贈与を受けた。

その後、この竜山石の湯呑は、実際に知事応接室の来客応対時に使用され、齋藤知事からも高砂の竜山石で出来たものであることを説明していることもあったことからもわかるように、知事個人ではなく、あくまで県として受領され、PRとして使用されたものであった。

もっとも、竜山石の湯呑贈与の経緯としては、<sup>r</sup>側から発案されたものではなく、県庁内での上記プログラムに関する知事協議において、職員から竜山石の

湯呑の話題が出た際、齋藤知事が「使ってみたいな」等といった興味、関心を示す発言をしたこと、普段から齋藤知事が知事応接室を県の特産品のPRの場として使いたいという趣旨の発言を公言していたこと、齋藤知事は普段からあまり多くを語らず、周囲の職員には知事の意向や趣旨を汲み取って動くことを期待していた様子があることから、職員が齋藤知事の発言、態度を受けて齋藤知事が贈与を希望していると理解し、rに相談し、贈与することになったものである。

その意味で、齋藤知事が、贈与を求めるよう指示する直接的な発言をしたものではないものの、齋藤知事自身、無償提供を期待した発言をしていたものといえ、外形的にみて「おねだり」をしたと見られる可能性がある状況であったことは事実といえる（ただし、あくまで県としての贈与の希望であり、本件文書の趣旨である齋藤知事個人への贈与をおねだりしたという意味の認定ではない）。

なお、齋藤知事は、竜山石の贈与を求めるよう職員に指示したことはないと述べているが、知事室で使うようなことができないか職員に言ったことがあること、竜山石はメジャーではないが歴史も含めて素晴らしいので知事室で使用させてもらうことはいいのではないかと思ったという考え方を述べていることからすると、上記のとおり認定することが妨げられるものではない。

#### (4) ベニズワイガニの贈与の有無とその経緯

兵庫県では、令和5年の台風7号による災害への対応について、令和5年9月12日、約53.9億円の緊急対策補正予算案が組まれた。

上記補正予算の対象となる事業のうち、公共農林土木施設災害復旧事業として、県北部の某漁港については、台風により被害を受けた施設の復旧実施（港内漂着物の撤去）費用として約3200万円の補正予算が組まれ、復旧事業が行われることになったようである。

そして、齋藤知事は、令和5年9月24日、同漁港を視察し、ベニズワイガニ漁の概要説明を受け、台風の影響で漂着した流木の撤去状況を確認した。

当日、齋藤知事は、漁業協同組合の組合長から、事前に用意されていたお土産として、ベニズワイガニ2杯の贈与を受け、自宅に持ち帰った。齋藤知事が2杯持ち帰ることになったのは、他の職員が受領を辞退したため、その分を齋藤知事が持つて帰ることになったためのようである。

#### 9 齋藤知事のおねだり体質が県庁内でも有名で、齋藤知事の自宅に贈答品が山のように積まれていることの有無

本調査委員会においては、齋藤知事にはおねだり体質というべきものがあると県庁内で有名であったかどうかについて、ホットラインでも情報提供を呼びかけたほか、職員に対するヒアリングの中で、漏れがないよう一つ一つ丁寧に聴取し、本件百条委員会のアンケートも参照した。

その結果、判明したこととしては、兵庫県庁内の一定範囲の幹部のうちでは、齋藤知事が要望して贈答品をたくさんもらっているという噂はあったようであるが、県庁全体で有名な噂とまでなっていたわけではなかった。

なお、本件百条委員会のアンケートは、匿名のものが大半であるうえ、本件文書問題が明るみになる前からの贈答品の噂、情報であるのか、質問の形式も厳密ではなく、同アンケートをもって本件文書問題が世間を賑わす前から齋藤知事の贈答品に関する噂が全庁的に有名な噂となっていたとまで評価することは困難と言わざるを得ない。

また、齋藤知事が農産物や食品関係については、累計するとかなりの数の贈与を受け、自宅に持ち帰って消費していたようであるものの、自宅に贈答品が山のように積まれているという事実は確認できなかった（既述してきたように、形に残るものは齋藤知事個人ではなく兵庫県への贈与や貸与である）。

#### 第4 評価

以上のとおり、贈収賄と評価できるような事実はなかった。

また、本件文書で例示された1～4の事例は、いずれも兵庫県に対する贈与か使用貸借であり、齋藤知事個人への贈与の事実は認められなかった。

多くの特産品の農産物や食品関係を齋藤知事1人が持ち帰っていたことはおむね事実であるが、1件1件については、社交儀礼の範囲内を超えることが明らかとはいえない上（ベニズワイガニについては疑問の余地はあるが、蟹のなかでは比較的安価な部類のものである）、本件文書が指摘するような強欲によるものと断定することはできないし、お土産を必須としていたことや飲食代を出張先に支払わせていた事実や出張が好きな理由が飲食やお土産にあるという事実も明らかとはいえない。

その意味で、本件文書に記載された事項4の贈答品に関する記載は、いずれも重要な部分、指摘する趣旨が該当するような事実は認められなかったものと言わざるを得ない。

もっとも、外形的に見て、齋藤知事による贈答品の要望とも受け取りうる発言が複数の案件で見受けられ（スキーウェア、竜山石の湯呑等）、物品を齋藤知事個人が贈与された事実は確認できなかったものの、特産品である農産物や食品関係を多く贈与され、自己消費していたことは事実であるし、コーヒーメーカーの件については、マスコミから疑問視する質問が出たことから贈与を辞退したという状況のもと、後に兵庫県庁にコーヒーメーカーが届いていること等からすると、外形的に見て、マスコミを気にして贈与を断ったにもかかわらず後で隠れて受領したのではないかと疑われる素地があったこと、齋藤知事がおねだりしている、個人的に贈答品を非常に多くもらっていると他者から疑惑の目で見られるケースがあつたこと自体は否定し

難いものと評価せざるを得ない。

また、令和5年9月24日に県北部の某漁港を視察した際に齋藤知事が受領し自宅に持ち帰ったベニズワイガニ2杯については、令和5年9月12日に組まれた緊急対策補正予算案のなかで同漁港の復旧事業として約3200万円の補正予算が組まれ、復旧事業が行われていること、齋藤知事が補正予算の編成方針について権限を有していること、そのほか、兵庫県がベニズワイガニの贈与者である漁業協同組合に対して、毎年、漁業施設貸与事業等に関する補助金等を支給しており、漁港敷地の占有許可等の利害関係があることからすると、外形的に見て職務の公正さを疑われかねない利害関係もあることから、違法な収賄とはいえなくとも、受領を辞退した職員のように、齋藤知事も受領を回避することが望ましかったと思われる。

なお、地方公務員や知事に適用されるものではないが、国家公務員倫理法6条では、事業者等からの贈与の額が1件につき5000円を超える場合に贈与等報告書を提出すべきことが定められていることを参考までに付言しておく。

## 第7章 本件文書に記載された事項5の調査結果 —令和5年7月に開催された政治資金パーティーをめぐる問題について—

### 第1 本件文書の記載

#### 1 記載内容（以下、原文のまま引用）

##### ⑤ 政治資金パーティー関係

令和5年7月30日の齋藤知事の政治資金パーティー実施に際して、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減（県からの補助金カット）を仄めかせて圧力をかけ、ペー券を大量購入させた。実質的な実行者は片山元副知事、実行者は

A。

また、兵庫県信用保証協会 Q 理事長、R 専務理事による保証業務を背景とした、企業へのペー券購入依頼も実行された。Q 理事長は片山元副知事から県職員OBによる齋藤知事後援活動の責任者を依頼され、交換条件として厚遇の [ ] に異例の抜擢をされていた。

この件は準公的な機関である [ ] を舞台にした政治活動なのでさすがに危険を感じたのか、Q 理事長は1年で退任し、t銀行 の監査役へ行くようである。  
[ ]

今後、県から t銀行 へなにがしかの利益供与があるものと思われる。

#### 2 趣旨

本件文書の上記記載は、片山元副知事らが、違法または不当な方法により、令和5年7月30日の齋藤知事の政治資金パーティーのペー券を販売し、協力者には不当な人事上の利益が供与されたことを指摘し、これらによって県の産業労働部所管の行政や信用保証協会の保証業務がゆがめられ、これに対する県民の信頼が傷つけられることを憂慮し、齋藤知事の側近である片山元副知事を中心とする関係者の行動を批判しようとするものと理解できる。

### 第2 判断の前提事項

#### 1 政治資金パーティー

令和5年7月30日午後5時から、齋藤知事の政治資金パーティーが開催された。このパーティーは、政治資金規正法8条の2に規定された政治資金パーティーであり、齋藤知事の政治団体である「ひょうごを前に進める会」が事務局を務め、片山元副知事の依頼により元兵庫県職員で構成される実務世話人組織が準備を行った。チラシによれば、このパーティーは「兵庫県知事さいとう元彦県政報告会2023夏」と銘打ち、会場としては神戸ポートピアホテル大輪田の間が準備され、会費すなわちペー券価格は1枚2万円であった。参加希望者は、政治団体名義の銀行口座に

会費を振り込み、チラシ裏面に所属団体や役職、氏名を記載した上で、これを政治団体事務局にファクスで送信することにより参加表明をする。このチラシ裏面はパーティー参加券を兼ねており、参加者は当日この用紙を持参することになっていた。式次第によれば、当日は、開会後に発起人の挨拶があり、続いて齋藤知事による県政報告が行われ、その後しばし歓談の時間を設け、閉会するという流れで実施された。政治資金収支報告書によると、同パーティーのパーティー券購入者の数は661名であった。

## 2 経営指導員の定数削減問題

### (1) 商工会議所

商工会議所とは、商工会議所法に基づき設立、運営される団体で、地元の商工業者で構成される地域経済団体である。兵庫県内には、神戸市、姫路市などの比較的大きな市に設立されており、県内に18会議所が存在する。また、県内の全商工会議所相互の緊密な連絡並びに総合調整を行い、県経済の振興、発展に寄与することを目的に、兵庫県商工会議所連合会が組織されている。

商工会議所は、企業が抱える様々な経営課題の解決（経営支援）や、まちづくり・観光振興などの地域振興活動、企業の声を集めて市や都道府県にその声を届ける活動（政策提言）等を行っている。

また、商工会議所は政治的な中立を求められている。団体としての政治活動等は、商工会議所から独立した別組織である日本商工連盟が引き受けしており、同連盟の各地区世話人を、各地区における商工会議所の専務理事らが務めていることがある。

### (2) 商工会

商工会は、商工会法に基づき設立、運営される団体で、商工会議所と同じく、地域の事業者が業種を問わず加入して、事業の発展や地域の発展を図る地域経済団体である。兵庫県内には28商工会が活動している。また、県内の全商工会の運営指導をはじめ、商工会の健全な発達と商工業の振興に寄与する事業を行うため、兵庫県商工会連合会を組織している。

商工会は、商工会議所に比べると、中小企業施策、特に小規模事業施策に重点を置いて、経営改善普及事業を中心に据えて活動している。

また、商工会は政治的な中立が求められている。団体としての政治活動等は、商工会から独立した別組織である全国商工政治連盟が引き受けおり、兵庫県の各商工会の専務理事らが、商工政治連盟の支部としての活動を行うことがある。

### (3) 経営指導員

経営指導員とは、地区内における小規模事業者に対し、経営の改善発達を図るために、金融・経理・経営などについての相談に当たり、経営計画の策定や国や県の小

規模企業施策のコーディネート支援を行うほか、地域産業の振興に必要な地域の経済的特色などの条件の把握、分析を行い、地域振興の各種事業契約の立案や事業を推進するための事務処理を行う、小規模事業者支援法4条1項に基づく、商工会、商工会議所の経営改善普及事業の担い手である。

経営指導員は、各商工会、商工会議所が直接雇用している。兵庫県内の商工会議所に雇用されている経営指導員の人数は、令和3年以降現在まで減少していない。

#### (4) 地域経済活性化支援費補助金

県は、産業労働部補助金交付要綱に基づき、地域経済活性化支援費補助金事業を行っている。この補助金事業は、商工会、商工会議所による経営改善普及事業に対して補助することで、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。

この事業で交付される補助金の大半は、経営指導員など補助対象職員等の人件費を賄うものであり、令和6年度予算ベースで20億3627万円余りが計上されている。各商工会、商工会議所に対しては、地域内の小規模事業者の数を基礎として経営指導員の定数が割り振られ、これに応じた補助金が交付される仕組みであり、経営指導員の定数が削減されれば、直ちに人件費補助の金額に影響が出ることになる。

県内の商工会議所や商工会に交付された地域経済活性化支援費補助金は、令和3年以降現在までおおむね同程度の水準で推移しており、経営指導員の人数に応じた金額としては減少していない。

#### (5) 定数削減問題

前記のとおり、各商工会、商工会議所に交付される地域経済活性化支援費補助金の額は、各商工会議所、商工会に配置される経営指導員の定数に基づいて算定される。経営指導員の定数は、管轄地域内の小規模事業者の数に応じて決められているが、その数は、経済センサス活動調査で得られたデータに基づき中小企業庁が5年に一度公表しており、その公表の年に見直しが行われることになっている。令和5年には、令和3年に実施された経済センサス活動調査の結果が公表されており、経営指導員の定数見直しの年に当たっていた。

兵庫県内の商工事業者数は、年々減少しており、小規模事業者数も同様であるから、この点に着目すると、経営指導員の定数もまた減員となり、その人件費補助としての補助金額も減少していくことになる。

他方で、商工会議所や商工会としては、地域経済が低迷している状況で、前記のような役割を負い、併走しながら中小企業の支援を行う経営指導員までが減員されてしまえば、地域経済の低迷傾向に拍車がかかることを懸念し、経営指導員の人数については少なくとも据置きを求めて、県に対して陳情等を繰り返している状況であった。

このため、この問題を所管する兵庫県産業労働部 [ ] と、兵庫県内の各商工会議所、兵庫県商工会連合会は、令和5年度中に経営指導員の定数に関して、何度も協議を行っていた。

### 3 兵庫県信用保証協会の業務、兵庫県との関係

#### (1) 信用保証協会

信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設置される公的機関であり、47都道府県と4市に設置されている。信用保証協会は保証業務、すなわち中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に保証人になり、企業が返済できなくなった場合にはその肩代わりを行っている。

#### (2) 兵庫県信用保証協会

兵庫県には、神戸市中央区に兵庫県信用保証協会が設置されている。同協会の業務執行は、理事会の決議により、代表者である理事長が行う。

#### (3) 兵庫県と兵庫県信用保証協会の関係

兵庫県は、兵庫県信用保証協会に対して、約78億円の出捐金を支出しており、これが同協会の基本財産に占める割合は約8%である。また、兵庫県信用保証協会が債務者に代わって金融機関に対して代位弁済をした場合、その一部について県が損失補償を行っており、これは、協会による積極的な保証承諾を促すための措置である。人事の面では、兵庫県信用保証協会の理事及び監事は、定款11条の定めにより、学識経験者の中から兵庫県知事が委嘱することとされている。

### 4 文書に名前が挙げられている兵庫県の職員及び元職員

#### (1) A 氏

A 氏は、現役の兵庫県職員であり、[ ]

[ ]。A 氏の担当業務は、県内の中小企業の経営支援と商店街の活性化などである。

#### (2) Q理事長

Q理事長は元兵庫県職員であり、昭和58年4月に兵庫県に入庁し、産業労働部政策労働局長、東京事務所長、但馬県民局長を務め、令和2年3月31日に退職した。その後、県の関係団体の理事長等を務め、令和5年4月から兵庫県信用保証協会理事長、令和6年4月から、兵庫県住宅供給公社監事、同年6月からt銀行社外監査役を兼務している。

#### (3) R 氏

R氏は、元兵庫県職員であり、令和5年3月に兵庫県を退職後、同年4月から兵庫県信用保証協会の専務理事を務め、現在に至る。

## 5 政治的行為の規制

一般職地方公務員は、地方公務員法36条により、一定の政治的行為が制限されている。具体的な制限の対象は、政治的目的をもつてする政治的行為と規定され、個別の行為が、制限に抵触するか否かについては、行為の態様、状況等を考慮して判断される。

他方、民間では、各団体の内規等により、従業員や理事者らについて、政治的中立性を堅持するなどの行動規範を設ける例はあるが、兵庫県信用保証協会には、職員の政治的行為を制約するルールは特に設けられていないとのことである。

商工会は、商工会法第6条において、営利を目的とせず、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはならず、特定の政党のために利用してはならない、としており、政治的中立が求められている。ただし、商工業者が個人の立場で加入する別組織である商工政治連盟は、政治資金規正法に基づく届出を行った上で、一定の政治活動、政治的行為を行っている。

商工会議所は、商工会議所法4条において、営利を目的とせず、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはならず、特定の政党のために利用してはならない、としており、政治的中立が求められている。ただし、各商工会議所の会頭らが、商工会議所とは別組織の日本商工連盟の各地区世話人として政治活動、政治的行為を行っている。

## 第3 事実認定

### 1 実務世話人組織によるパーティー券販売活動への関与

(1) 令和5年4月頃、片山元副知事は、齋藤知事から依頼され、政治資金パーティーの実施に向けた協力を開始した。齋藤知事は、政治経験が浅いこともあり、パーティーの実施にも手馴れていたことから、片山元副知事に相談し、パーティーの参加者集めに関して協力を依頼してもらうことになった。

片山元副知事は、同月頃、元兵庫県職員16名を募集し、その席で、齋藤知事が令和5年7月に開催しようと考えていた政治資金パーティーに参加する企業等を募集するため、チラシの配布先となる個人法人の連絡先を収集するよう、各参加者に依頼した。元県職員の経歴は様々だったため、各参加者がこれまで従事してきた県の業務に応じて、分野ごとに名簿を収集することになっていた。

なお、実務世話人組織が担当したのは、あくまでチラシ等の送付先にしようするための名簿集めであった。パーティー券販売活動自体は、パーティーを主宰する政治団体が行うことになっており、集まった名簿に基づき、チラシが郵送等され、参加意思を有するに至った者は、自ら参加費を振り込み、申込書を政治団体事務局へファクス送信する方法で行われていた。令和5年6月頃以降、パーティー券の発行が思わしくなく、片山元副知事の指示で、Q理事長ら実務世話人が、個人的な知

り合いに対してパーティー券の購入を依頼した事実はあったが、実務世話人組織としての活動は、側面からの支援ということを中心に行われていた。

#### (2) Q理事長とR氏の活動

実務世話人組織は、各世話人が兵庫県職員であった当時に経験してきた分野ごとに縦割りで上記の名簿収集活動を行っていた。Q理事長とR氏は、産業労働部のOBとして、同部の所管していた団体等へ連絡訪問することになった。

県下の全商工会議所については、予め片山元副知事が名簿をQ理事長に渡すよう連絡しておき、その後にQ理事長が訪問をした。Q理事長らは、その訪問の際に休暇を取り、自家用車を用いるなどの配慮をしていた。R氏は、時折Q理事長の運転手兼付添いとして、一部の商工会議所を訪問した。Q理事長は、訪問したほぼ全ての商工会議所で、「兵庫県信用保証協会理事長 Q」の肩書のある名刺を渡して挨拶をしており、訪問箇所は少ないもののR氏も「兵庫県信用保証協会専務理事 R」の名刺を交付していた。もっとも、各商工会議所とも、Q理事長らの訪問で求められたことは名簿提供であったという認識であり、名簿提供を行った会議所もある一方で、情報提供を拒んだ商工会議所もあった。

また、一部の商工会議所には、Q理事長が、出来上がったチラシを直接持ち込んだこともあった。

なお、Q理事長が名簿収集のために訪問したのは、商工会議所のみであり、商工会関係を訪問したことはなかった。(商工会関係への本件パーティー券販売については、兵庫県商工政治連盟が、片山元副知事からの依頼を受けて、歴代兵庫県知事の政治資金パーティーと同程度のパーティー券を引き受け、会員企業へあっせんしたことである。)

#### 2 県職員のパーティー券販売活動への関与

本件文書では、現役職員である A 氏がパーティー券販売活動へ関与したとの指摘があるが、当委員会の調査によつても、A 氏をはじめとして、現役の県職員が、パーティー券の販売活動に関与した事実は見当たらなかつた。

#### 3 経営指導員の削減に関する県の考え方

商工会、商工会議所としての問題意識や要望は、様々な機会に県に伝えられていった。

県の産業労働部としても、商工会議所や商工会らが指摘する懸念も共有しており、単純に、小規模事業者の数だけを基準に形式的に経営指導員の定数を削減していく方針を打ち出すことは難しいと認識し、商工会や、商工会議所と断続的に協議を重ねていた。

そして、最終的に、県の進めるほかの施策であるSDGsや女性活躍企業などへの

協力企業を増やすことなどを条件に、経営指導員の定数削減は行わない、という判断がなされた。

#### 4 兵庫県信用保証協会理事長の人事

部長級、課長級等の定年退職後の人事については、人事部局を通じて、再就職先があっせんされることがある。再就職先のあっせんは、人事課によって人選され、兵庫県信用保証協会理事長のポストもその一つである。平成26年10月の信用保証協会法施行規則の改正等により、平成27年2月以降、信用保証協会の常勤理事の選定は、各信用保証協会が有識者会議を設置し、そこで候補者の適格性を審査したうえで、知事が委嘱することになり、さらに、理事長は理事の互選によって決まることになった。

もっとも、上記改正後も、兵庫県信用保証協会理事長は、県の元職員（幹部級）が務めている。平成27年以降の理事長の氏名（敬称略）、任期、県職員として在籍中の主なポストは次のとおりである。

##### 記

T	平成24年4月～28年3月 産業労働部産業政策局長、西播磨県民局長
U	平成28年4月～令和3年3月 産業労働部参事、北播磨県民局長、防災監
片山安孝	令和3年4月～9月 西播磨県民局長、産業労働部長
V	令和3年10月～5年3月 西播磨県民局長、東京事務所長、防災監
Q理事長	令和5年4月～6年3月 産業労働部政策労働局長、東京事務所長、但馬県民局長
W	令和6年4月～現在 西播磨県民局長、環境部長、防災監兼危機管理部長

Q理事長は、令和5年4月から1年間で信用保証協会理事長を務めて交代している。平成24年以降の前任者や後任者らは全員県民局長経験者であり、Q理事長の経歴と比べても有意な違いは見当たらない。また、1年という短期間での交代が組織として好ましいことかどうかは別論として、片山元副知事以降の兵庫県信用保証協会理事長はみな1年前後の在任期間で交代しており、短期間での交代はQ理事長に特有の事情ではない。加えて、前記のとおり、兵庫県信用保証協会の理事長職は、第三者の有識者会議の推薦を経た上で委嘱され、さらに理事の互選によって定まるポストであり、片山元副知事がQ理事長を厚遇しようとしたとしても、その一存で人事を

決定できる仕組みとは言い難い。有識者会議に諮問される候補者の選定に当たって、人事部局に影響力を行使することができるかもしれないが、本調査委員会の調査によても、そのような意向が働いた事実を確認することはできなかった。

### 5 t銀行への利益供与

兵庫県から t銀行に対して補助金等が交付されている事実はあり、令和6年度においては、災害関連融資の原資の一部を県が貸し付けたり、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業等による資金交付がなされたり、業務委託費の交付がなされたりしている。もっとも、これらの補助金等の交付は、いずれも実績等に連動したものであり、t銀行に対する利益供与的な要素が含まれるものではなかつた。また、本調査委員会において、これらの補助金等が経年に変化していないか確認したが、令和3年以降に有意な変動は見当たらなかつた。

なお、t銀行の会長と片山元副知事は u の卒業生同士という関係であるが、このこととQ理事長の社外監査役就任が結びついている事実も、また、県から t銀行への利益供与が行われたと評価できるような事実もいずれも確認できなかつた。

### 6 小括

- (1) 令和5年7月30日に実施された齋藤知事の政治資金パーティーに際しては、片山元副知事が呼び掛ける形で、元県職員による世話人組織が構成され、この組織がパーティー券販売活動の一部を担っていた。Q理事長とR氏は、産業労働部出身という経歴を有していたため、片山元副知事の指示のもと、県下の各商工会議所を訪問してチラシの配布先名簿等を入手し、若しくは、完成したチラシを持参するなどの活動をした。もっとも、Q理事長は、世話人組織の一員ではあったが、特に責任者という立場にあったものとは認められなかつた。
- (2) 当時、県下の商工会議所、商工会では、経営指導員の定数削減、補助金カットが問題となっており、県に対して継続的に陳情するなど、商工会議所、商工会側としての意見表明は継続的になされていた。県は、産業労働部 [ ] を窓口として、商工会議所や商工会との接触を持っており、A氏が商工会議所や商工会の関係者と面談したことも複数回あった。ただ、県のスタンスとしても、小規模商工事業者の減少に伴って直ちに経営指導員も減員していく対応をとると、地域の経済活動がさらに弱まっていくとの懸念を共有しており、協議の中で、商工会議所、商工会の要望を一定程度受け入れる姿勢を見せ、経営指導員の削減を強く求める立場はとられていなかつた。このため、県が商工会議所や商工会に対して、経営指導員削減の方向で圧力をかけたという事実自体が認められなかつた。
- (3) Q理事長とR氏が、県下の商工会議所や商工会、企業等に対して、パーティー券

の購入依頼を持ちかけた事実は、本調査委員会の調査によっても確認できなかつた。現役の県職員である A 氏がパーティー券の販売活動に関与していた事実も認められなかつた。

- (4) Q理事長は、兵庫県を退職後、兵庫県信用保証協会理事長に就任したが、この人事は、パーティー開催のための世話人組織が構成される前に決まっていたものであり、本件文書が言うような報奨・厚遇人事という事情は読み取れない。また、Q 理事長は、兵庫県信用保証協会理事長着任から 1 年で退任し、その後、住宅供給公社の監事となり、さらに 2か月後に、 t 銀行 の社外監査役を兼任するようになつた。しかし、県から t 銀行 に対し、Q 理事長を監査役として受け入れたことに伴う特段の利益供与があったと認められるような事情は見当たらなかつた。

#### 第4 評価

- 1 本件文書が本項で指摘した点には、上記のとおり、一定の事実が含まれている。特に、Q 理事長と R 氏が、片山元副知事の意を受け、各商工会議所から名簿を収集することで、その会員企業らを対象としたパーティー券販売活動の一部を担つたことは事実であり、これは両名も自認するところである。その際、両名は、県職員 O B O G として個人の立場で活動したと言いながら、各地の商工会議所に、「兵庫県信用保証協会理事長 Q 」、「同専務理事 R 」の記載がある名刺を持参して、各会頭や専務理事らに交付し、これらは多くの商工会議所において、本調査委員会の調査時点でも保管されていた。

本件文書が言うように、信用保証協会は、いわゆる私企業ではなく、一定の公的な性格をも有するのであって、中小企業の資金繰りに対して強い影響力を持つ、県と密接に関係する法人でもある。また、兵庫県信用保証協会は、保証業務を取り扱うため、金融機関に対する融資の申込みに当たって、同協会の保証が付くかどうかは、中小企業の資金調達にとって重要な意味がある。

これらのことを踏まえると、Q 理事長らが信用保証協会の理事長等の名刺を各地で配つて、パーティー券販売活動の一部を担つていたという事実は、商工会議所及びその会員企業らが見れば、「協力してパーティー券を購入しておいた方がよい」と考える者を一定の割合で生じさせる可能性がある。その意味で、Q 理事長らの活動は、信用保証協会が保つべき公的なイメージや、業務の公平中立性に対する信頼などを傷つけるものであったと評価できる。

- 2 前記のとおり、経営指導員の定数削減問題について、商工会議所や商工会と県の考えには大きな隔たりがあつたわけではなく、むしろ、県下の中小企業の支援という点では両者が協調していたともいえるのであり、問題に対する認識が互いに齟齬していたとも認められない。そうすると、商工会議所や商工会側で、斎藤知事の政治資金

パーティーに積極的に参加しなければ、団体及び構成員の利益が損なわれるなどの懸念を持っていたとまでは考えられない。そして、そのような情勢にあって、片山元副知事や A 氏らが、県の施策の方向性とも異なる補助金カットを仄めかすという行動をとること自体が考えにくいというべきであるし、そのような事実は認められなかつた。

そもそも、政治団体が、元県職員の協力を得て、政治資金パーティーを開催すること自体に違法性はない。県の現役職員が政治資金パーティーのパーティー券販売に直接関与したとすれば、それは違法ということになるが、そのような事実も認められなかつた。

- 3 以上検討したところによれば、本件文書が事項 5 の箇所で指摘した事柄については事実関係が認められず、パーティー券購入依頼に関連して違法行為があったとか、不当な利益供与があったとかの批判には根拠がなかったと言わざるを得ない。

## 第8章 本件文書に記載された事項6の調査結果

### —令和5年11月に実施されたプロ野球球団優勝記念パレードをめぐる問題について—

#### 第1 本件文書の記載

##### 1 記載内容（以下、原文のまま引用）

###### ⑥ 優勝パレードの陰で

令和5年11月23日実施のプロ野球阪神、オリックスの優勝パレードは県費をかけないという方針の下で実施することとなり、必要経費についてクラウドファンディングや企業からの寄附を募ったが、結果は必要額を大きく下回った。

そこで、信用金庫への県補助金を増額し、それを募金としてキックバックさせることで補った。幹事社は w 信用金庫。具体的な司令塔は片山副知事、実行者は産業労働部地域経済課。その他、 v 社 などからも便宜供与の見返りとして寄附集めをした。パレードを担当した課長はこの一連の不正行為と大阪府との難しい調整に精神が持たず、うつ病を発症し、現在、病気休暇中。しかし、上司の C は何処吹く風のマイペースで知事の機嫌取りに勤しんでいる。

###### ○公金横領、公費の違法支出

#### 2 趣旨

(1) 本件文書が指摘する主たる問題点は、兵庫県下の信用金庫（以下、「各信用金庫」ということがある。）に対して交付される中小企業経営改善・成長力強化支援事業費補助に係る第3期補助金（以下「本件補助金」という。）を増額し、その増額分を兵庫・大阪連携「阪神タイガース、オリックス・バファローズ優勝記念パレード」（以下「本件パレード」という。）の協賛金として「キックバック」させたことである。

本件文書は、「キックバック」と記載しているが、後述のとおり、本件補助金の予算はいまだ執行されていないから、文言どおりの「キックバック」は有り得ないものの、本件文書の趣旨は、本件補助金の増額と協賛金との間に「見返り」とみられる対価関係があることを指摘するものと解することができる。

この点は、事実であれば、本件補助金を本来の目的外の不当な目的で増額し、協賛金を拠出した信用金庫に交付することになることから、背任罪（刑法247条）が成立する可能性がある。

(2) また、本件文書は、兵庫県が v 社 等からも便宜供与の見返りとして本件パレードの協賛金を拠出させたことを指摘している。

(3) さらに、本件文書は、本件パレードを担当した課長が上記(1)、(2)の不正行為と大阪府との難しい調整によって精神状態が悪化したことを探している。

## 第2 事実認定

### 1 本件パレードについて

- (1) 令和5年9月上旬、プロ野球において、セントラル・リーグでは阪神タイガースが、パシフィック・リーグではオリックス・バファローズがそれぞれ優勝する可能性が高まった（両球団は、その後実際に優勝した。）ことから、大阪府、兵庫県、両球団その他関連団体の間で両球団の優勝を祝うパレードを開催することが企画された。
- (2) 同月11日、大阪府と兵庫県の間で、本件パレードの開催概要、実施体制、資金調達について打合せが行われ、それ以後、本件パレード開催に向け、両府県、両球団、企画・運営等を受託する株式会社電通ライブ、クラウドファンディングサービス会社、警備会社、兵庫県警察その他関係者との会議や打合せが頻繁に重ねられた。
- (3) 大阪府は、上記(2)の打合せの初期において、本件パレードの資金について公金を投入せず、個人からのクラウドファンディングと企業・団体（以下「企業等」という。）からの協賛金をもって調達する方針を示し、兵庫県もその方針に倣うことになった。
- (4) 同月22日、兵庫県において、本件パレードの実務を担うプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が立ち上げられた。プロジェクトチームには、県民生活部、企画部、産業労働部ほか各部署から専従9名、兼務2名の合計11名が配属され、プロジェクトリーダーには県民生活部次長が、副リーダーには同部総務課長がそれぞれ任命された。  
副リーダーは、本件パレードの計画について委託事業者や兵庫県警察等と調整を行うパレード開催班と実行委員会の運営、資金調達関係等を行う総合調整班の業務を現場において総括する役割を担ったが、その業務は、本件パレードのコースや警備等についての兵庫県警察、大阪府、神戸市、委託業者等との調整、球団との連絡調整、兵庫県及び神戸市の職員及びボランティアの動員、協賛金の方法（税処理等）に関する検討や大阪府との調整、クラウドファンディングの周知など多岐にわたった。ただし、協賛金獲得に向けた企業への直接交渉等の調整については、片山元副知事、産業労働部部長のD氏、県民生活部部長であったC氏及び同部次長が対応した。
- (5) 同日、大阪府知事、齋藤知事及び公益社団法人関西経済連合会会長が出席し、本件パレード開催について記者発表が行われた。
- (6) 同年10月10日、本件パレードの実行委員会が設立された。同委員会は、大阪府、兵庫県、大阪市、神戸市、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、一般社団法人関西経済同友会、神戸商工会議所、一般社団法人神戸経済同友会及び公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会をもって構成され、会長には関西経済連合会

会長が、副会長には関西経済連合会を除く上記各構成団体の代表者がそれぞれ充てられた。

同委員会には大阪府事務局と兵庫県事務局が置かれ、兵庫県事務局の事務局長には齋藤知事が、副事務局長には県民生活部次長が、会計責任者には同部総務課長がそれぞれ充てられた。

同委員会規約において「委員会の運営及び事業に要する経費は、寄附金及び協賛金等をもって充てる。」(12条)と定められ、当初の予算では、支出として事業運営費5億5000万円を、収入としてクラウドファンディング及び協賛金5億4900万円と寄附金等その他100万円合計5億5000万円をそれぞれ見込んでいた。そして、クラウドファンディングの目標額は5億円とされた。

(7) 実行委員会は、令和5年10月18日からクラウドファンディングと企業等からの協賛金の募集を開始したが、クラウドファンディングの集まりが悪かつたため、同月下旬以降、企業等に対し、積極的に協賛金の拠出を依頼することになった。

(8) 本件パレードの事業費を管理する預金口座は大阪府事務局において管理していたため、兵庫県事務局において全体の収支状況を詳細に把握することは困難であったが、兵庫県事務局においても、大阪府事務局との打合せや独自の試算によって当初の見込みより増加していく事業費を確認しながら、クラウドファンディングの宣伝広告(ラジオ放送、新聞掲載)や企業等への働き掛け(電話、訪問等)によって必要資金の確保に努めた。協賛金等の状況については、県民生活部次長から同部の部長であったC氏、片山元副知事及び齋藤知事に適宜報告されていた。

(9) 同年11月に入ると、大阪府事務局と兵庫県事務局との間で本件パレードの事業費について主にメールで頻繁に協議されたが、事業費について受託業者の見積額が当初の予算額より大幅に増大したため、収入面では協賛金等を更に確保する必要に迫られ、支出面では事業費を削減することが求められる事態となった。

同月14日には、大阪府事務局からC氏と県民生活部次長に対し、警備費の削減(5472万円)と更なる収入確保(2000万円)を要請するメールが送信された。

(10) 兵庫県事務局に対しては、同月7日から協賛金の申込みが始まり、同月10日までに2600万円、同月11日から14日までに250万円の合計2850万円の申込みがあった。また、同月15日から同月17日までに500万円が申し込みされ、同月20日に申込みが予定されていた金額も1350万円あったから、同月15日以降でも1850万円の申込みないしその予定があり、同月17日の時点では、大阪府の要請する上記(9)の不足額2000万円についてもほぼ確保することができる見通しであった。

片山元副知事は、同日午後2時17分、県民生活部次長、同部総務課長及びC氏に対し、以後は協賛金の額を1件当たり50万円とした上、勧誘行為は同月20

日までとする旨のメールを送信した。

なお、同月15日までに100万円以上の協賛金の申込みの意思が伝えられた企業等については本件パレードで使用するバス等に企業等の名称を掲載することができたが、これに間に合わなかった企業等については後日ウェブサイトにリンクされる動画に企業等の名称が掲載されるという扱いとされた。そのため、この時期の勧誘行動に応じた企業等についてはバス等に名称を掲載できない扱いとなるため、片山元副知事らは1件50万円での勧誘行動を行おうとしていたものと考えられる。

- (1) ところが、同月17日午後3時53分、大阪府事務局から C 氏と県民生活部次長に対し、事業費が8000万円不足しているので、兵庫県事務局においても、上記(9)の2000万円に更に2000万円を加えた最低4000万円の資金を確保することを要請するメールが送信された。そこで、県民生活部次長は、片山元副知事や齋藤知事に対し、大阪府事務局から上記要請があったことを伝え、協賛金の募集について更なる協力を依頼した。
  - (2) 齋藤知事は、 v社 等十数社の代表者等に電話し、協賛金の拠出を依頼したところ、同社を含む数社がこれに応じた。同社は、同月20日、協賛金100万円の申込みをし、同年12月15日、入金した。
  - (3) 片山元副知事は、より多額の協賛金の募集を効果的に行うためには、県下に11ある信用金庫を重点依頼先にするのが得策であると考え、各信用金庫に協賛金の拠出を呼び掛けることを依頼するため、同年11月20日、 w信用金庫 の理事長に電話をし、翌日面会する約束を取り付けた。片山元副知事が同金庫の理事長に上記の依頼をすることにしたのは、同理事長が県下11の信用金庫の理事長の中で最も在任期間が長いこと、西播磨県民局長や兵庫県信用保証協会理事長在任中に職務を通じて交流があったことなどから、迅速に協賛金を確保するためには同理事長に依頼するのが最も効果的であると判断したからであった。
  - (4) 片山元副知事は、同月21日、 w信用金庫 本店を訪問し、理事長と面談した。片山元副知事が、本件パレードの事業費に充てる協賛金が不足しているので、各信用金庫に協賛金を拠出するよう呼び掛けてほしい旨依頼したところ、同金庫の理事長は、これに応じた。各信用金庫が拠出する協賛金の額については、両者間で、全部で11ある信用金庫から100万円あるいは200万円ずつ集めれば、1100万円あるいは2200万円になるなどと話す中で合計2000万円とすることになった。
- 同理事長が片山元副知事の依頼に応じたのは、兵庫県と各信用金庫とは制度融資等において密接な関係にあり、地域経済を支える上で協力関係にあることから、兵庫県が本件パレードの事業費の調達に困窮しているのであれば、各信用金庫としても本件パレードによって地域を盛り上げるために協力すべきであると考えた

からである。

なお、この面談の際、本件補助金に関することが話題に上った事実は認められない。

(15) w信用金庫 の理事長は、上記(14)の面談後、各信用金庫から集めることにした協賛金合計 2 0 0 0 万円を各信用金庫の規模等を考慮して、50万円、100万円、200万円、300万円と割り付けた上、同月 22 日、それぞれの信用金庫の理事長に電話をし、兵庫県から本件パレードの事業費不足を補うために協賛金を拠出することを依頼されたので、これに応じるよう依頼した。

各信用金庫の理事長は、いずれも上記依頼に応じて協賛金を拠出することを内諾した。その理由は、いずれも w信用金庫 の理事長と同様であり、また、各信用金庫に割り当てられた協賛金の金額も他の事例（各自治体が行うイベントへの寄附等）と比較して不相当な額ではないと判断した点でも共通していた。

その後、各信用金庫は、協賛金を拠出することについて必要な内部手続を経て決定した。

(16) 同日、w信用金庫 から産業労働部地域経済課に対し、各信用金庫の協賛金の金額と担当者が通知され、同日以降、プロジェクトチームから各信用金庫に対し、協賛金の依頼書をファックスで送信し、電話で手続を案内した。

(17) 同月 23 日、本件パレードが開催された。実行委員会の発表によれば、大阪、兵庫両会場の来場者総数は約 1 0 0 万人、そのうち兵庫会場で午前に開催された阪神タイガースのパレードの来場者数は約 3 0 万人、午後に開催されたオリックス・バファローズのパレードの来場者数は約 5 万人であった。

(18) 同月 24 日から同月 30 日にかけて、各信用金庫から上記(16)の通知どおりの協賛金の申込みがあり、後日、申込額が入金された。

(19) 本件パレードの事業費については、本件パレード終了後も実行委員会と受託業者等との間で調整が続けられた。

兵庫県事務局も、受託業者の見積額について疑問点や削減すべき点を指摘するなどし、大阪府等の関連団体とも協議を重ねたが、令和 6 年 1 月 24 日、大阪府事務局から C 氏と県民生活部次長に対し、兵庫県において更に 2 0 0 0 万円を追加確保し、同月 31 日までに入金することを要請するメールが送信された。

そこで、片山元副知事は、同月 25 日、既に 1 0 0 万円の協賛金の申込みをしていた神戸市所在の財団に更に 2 0 0 0 万円を拠出するよう依頼したところ、同財団は、令和 6 年 1 月 31 日に同額を入金した。

結局、本件パレードの決算では、収入は、クラウドファンディングが 1 億 4 1 8 万 8 0 0 0 円、協賛金が 5 億 3 1 0 1 万円（121 件）及び公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会拠出が 1 8 5 5 万 5 0 0 0 円の合計 6 億 5 3 7 5 万 3 0 0 0 円で、支出は、合計 6 億 4 0 7 2 万 1 0 0 0 円であった。残余金は上記協会に寄付さ

れた。上記協賛金のうち、兵庫県事務局において集めた分は、合計9300万円(7件)であった。

- (20) プロジェクトチームにおいては、かつて例のない大イベントである本件パレードを大阪府等外部と調整しながら開催するという困難な業務を担当し、所属していた各職員の負担は非常に重かった。

副リーダーであった県民生活部総務課長の勤務状況についてみると、同課長が使用していたパソコンに残された記録による時間外勤務は、プロジェクトチームが設置された令和5年9月22日から本件パレードが開催された同年11月23日までの約2か月間で187時間49分、そのうち同年10月23日から同年11月23日までの約1か月間では134時間56分であった。また、同課長は、本件パレード前夜はホテルに宿泊し、当日早朝から兵庫会場を点検した。

同課長は、同月10日以前からリーダーであった県民生活部次長に不眠を訴え、同次長から不調時には無理をせずに休むよう指示されていた。本件パレード終了後もプロジェクトチームの業務は続いていたが、同課長は、同年12月4日、同次長に対し、プロジェクトチームから離脱したい旨を申告し、了承された(辞令は同月8日付けである。)それ以後、同課長は、従前の業務に復帰し、ほとんど本件パレードの業務に関わらなくなつたが、同月14日に行われた阪神タイガース球団に対するお礼には同行し、本件パレードの收支関係のメールのやり取りにも一部関わった。その後、同課長は、令和6年1月26日以降、病気休暇となり、同年4月、死亡した。

## 2 本件補助金について

- (1) 兵庫県においては、中小企業の経営の安定と発展を図るために、金融機関及び兵庫県信用保証協会と連携し、中小企業が必要とする資金を原則として低利、固定、長期で融資する兵庫県中小企業等融資制度(いわゆる制度融資。以下、単に「制度融資」ということがある。)が設けられている。これは、兵庫県が金融機関に融資原資の一部を預託し、取扱金融機関が兵庫県の定める融資条件で中小企業に融資するものである。
- (2) 特に、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症流行の影響によって売上げが減少した個人事業者や中小企業に対し、実質無利子・無担保で融資を行うゼロゼロ融資(新型コロナウイルス感染症対応資金)が開始され、制度融資の実績は増大した。

ゼロゼロ融資の利子は、国が都道府県を通じて3年間負担することになっていたが、兵庫県が定めた金利は、全都道府県中最低の年0.7%であり(例えば、奈良県は年1.9%、大阪府は年1.2%)、金融機関の融資に伴う事務処理上の経費等を考慮すると、採算を取ることが困難な金利であった。

そこで、兵庫県下のゼロゼロ融資を取り扱う銀行、信用金庫等の金融機関は、兵

庫県に対し、ゼロゼロ融資の金利が低過ぎるとしてその改善を申し入れていた。

- (3) 兵庫県においては、令和4年度から中小企業経営改善・成長力強化支援事業が創設されることになり、同事業によって金融機関に交付される補助金が同年度当初予算に計上された。同事業は、令和5年度からゼロゼロ融資の返済や利子負担が開始することによって返済に窮する事業者が増加することが懸念されるため、事業者の経営状況を熟知した金融機関が事業者に対して行う金融・非金融両面の総合的な伴走支援を補助し、兵庫県と金融機関が協調して事業者の経営改善を促進することを目的とする事業であり、国から都道府県に交付される地方創生臨時交付金を財源とするものである。

同事業を利用する金融機関は、兵庫県に補助金の交付申請をし、交付決定を受けた上、対象事業者の経営改善計画書等の作成を支援し、4半期ごとにフォローアップを実施し、その報告書を兵庫県に提出しなければならず、兵庫県は、提出された報告書を検査し、適合した案件について補助金を交付することになる。

なお、上記(2)のとおり、兵庫県下の金融機関がゼロゼロ融資の低金利の改善を要望していたという背景がある中で同事業が開始された経緯はあるものの、同事業の定める目的は、ゼロゼロ融資の利子の補填ではなく、金融機関が事業者に対して行う伴走支援を補助し、それを通じて事業者の経営改善を促進することである。

- (4) 中小企業経営改善・成長力強化支援事業によって金融機関に交付される補助金の第1期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の予算は、新規の対象事業者を1万2000者と予定し、1事業者当たり10万円として合計12億円とされた。

次いで、同補助金の第2期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の予算は、令和4年12月補正予算において、新規の対象事業者を2000者、第1期から継続する対象事業者を8000者と予定し、新規事業者1者当たり10万円、継続事業者1者当たり7万5000円として合計8億円とされ、第1期と比較すると4億円の減額となった。

- (5) 産業労働部は、令和5年度中に、中小企業経営改善・成長力強化支援事業を第3期（令和6年度、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）も継続するか否かを検討した結果、コロナ禍による経営環境への影響の長期化に加え、物価高、原材料高、円安の影響によって経営に苦慮する事業者もあること、継続を希望する金融機関もあることなどを考慮し、継続するのが相当であると判断し、令和5年度の補正予算において、本件補助金の予算として1億円を要求することにした。

産業労働部としては、本件補助金の予算額について、県下の中小企業を取り巻く環境が厳しいことからより大きい金額を確保したいという希望は有していたが、新型コロナウイルスの影響が収束しつつある中では、金額よりも上記事業を第3期も続けることが重要と考え、担当部として最低限確保したい金額として同額を

予算要求額とした。

この当初の予算要求額については、片山元副知事も事前に聞いていたが、その際には金額について特段意識せず、異論も述べなかつた。

- (6) 産業労働部は、令和5年11月9日、財務部財政課（以下「財政課」という。）に対し、本件補助金の予算要求資料を提出した。

同資料には、一般社団法人兵庫県中小企業家同友会のNTレポート（景況調査）の統計によるゼロゼロ融資利用事業者のうち、返済に不安があり、対策ができていないと回答した事業者の割合を参考にして支援が必要な事業者を1000者と推計し、事業費として1者当たり10万円として1億円、事業事務費として別途100万円を計上する旨記載されている。

- (7) 同月14日、財政課の課長査定において、本件補助金の予算は1億円と査定された。同日ころ、財政課長は、片山元副知事に対し、本件補助金の予算を含む令和5年度12月補正予算について報告した。その際、片山元副知事は、財政課長に対し、中小企業経営改善・成長強化支援事業を廃止に向けてソフトランディングできるよう、依然として金融機関等のニーズが高いことを踏まえ、地域創生臨時交付金の活用を前提に、前年度の予算額8億円の2分の1の4億円程度で事業設計するよう口頭で指示した。この指示内容は、財政課から産業労働部へ口頭で伝達された。

- (8) 産業労働部は、同月16日、財政課に対し、予算要求資料の差替え版を提出した。差し替えられた資料による本件補助金の予算要求額は、4億円（ただし、その根拠となる積算額は3億7500万円）であった。

その積算根拠は、新規支援事業者として、上記(6)のNTレポートの統計によるゼロゼロ融資利用事業者のうち、返済に不安があると回答した事業者の割合（対策ができていない事業者だけでなく、対策を行った事業者も含む。）を参考にして3000者と推計し、継続支援事業者として、株式会社東京商工リサーチの「経営環境に関するアンケート調査（2023.8）」においてコロナ禍の影響が継続しているか今後影響が出る可能性があると回答した事業者の割合を参考にして第2期の新規支援事業者2000者のうち1000者と推計し、新規支援事業者1者当たり10万円、継続支援事業者1者当たり7万5000円として積算した合計額である。

ただし、当初予算要求額1億円から大幅に増額した実質的な理由は、上記(7)の片山元副知事の指示に従おうとしたことによるものであった。

その後、同月17日に行われた部長査定では、本件補助金の予算額は、上記積算額の3億7500円とされた。

- (9) 同月21日、知事査定が行われ、齋藤知事は、本件補助金の予算について、全体を丸く4億円として計上するよう指示した。この指示は、財政課から産業労働部に伝達され、令和5年12月補正予算案における本件補助金の予算は4億円となっ

た。

- (10) 上記(5)ないし(9)のとおり、令和5年12月補正予算における本件補助金の予算額は、産業労働部の当初要求額1億円から最終的に4億円に増額されたが、この査定の経緯については、各信用金庫を含む金融機関等兵庫県の外部に伝達されてはいなかった。
- (11) 本件補助金を含む令和5年12月補正予算案は、同年11月29日、記者発表され、同年12月13日、兵庫県議会において可決、成立した。
- (12) 兵庫県は、同月14日、各信用金庫等県下の金融機関に対し、中小企業経営改善・成長力強化支援事業が令和6年度も継続して実施されることについて事前通知を発出した。
- (13) 本件補助金については、2回募集が行われた。

1回目は、令和6年1月15日、ゼロゼロ融資の残高のある50金融機関に対して通知したところ、同月26日までに20金融機関が応募し、これらに対して合計3億2325万円が配分された。なお、1回目の募集には、県下の11の信用金庫のうち10の信用金庫が応募した。

2回目は、同年2月16日、1回目に応募した20金融機関に対して通知したところ、同月29日までに7金融機関が応募し、これらに対して合計7670万円が配分された。1回目の募集では、一定額(2000万円)を保留した上で、各金融機関のゼロゼロ融資の実績に応じて上限を示して募集したところ、応募しない金融機関もあったために予算額を下回ったが、保留分と1回目の募集の残額を活用した2回目の募集では、予算の残額を大幅に上回る応募があった。

本件補助金は、令和6年度の中小企業経営改善・成長力強化支援事業による金融機関の対象事業者に対する伴走支援について交付されるものであるから、本件補助金の予算は、未だ執行されていない。

### 第3 評価

#### 1 本件パレードの協賛金と本件補助金との関係

##### (1) 問題の所在

前記第2のとおり、片山元副知事が各信用金庫に対して本件パレードの協賛金の拠出を依頼したのは令和5年11月であったが、同じ月に同年12月補正予算の査定過程において本件補助金の予算が片山元副知事の指示によって1億円から4億円に増額されたことから、本件補助金の予算の増額と各信用金庫が本件パレードの協賛金を拠出したこととの間に「見返り」の関係があるとするのが、本件文書の指摘する問題点であると考えられるので、以下検討する。

##### (2) 本件パレードの協賛金拠出の依頼について

片山元副知事は、同年11月21日、w信用金庫の理事長に対し、各信用金庫

に本件パレードの協賛金の拠出を呼び掛けた旨依頼し、これに応じた同理事長が各信用金庫の各理事長に働き掛けた結果、各信用金庫が協賛金を拠出した。

この過程において本件補助金の予算を増額する旨告知されたことを窺わせる証言等の証拠は得られなかった。

(3) 本件補助金の予算の増額について

本件補助金の予算について、産業労働部の当初の要求額が1億円であったところ、同月14日から同月17日までの間に片山元副知事の指示によって3億7500万円に増額され、同月21日に齋藤知事の指示によって4億円に増額された過程においても、本件補助金の予算の増額を各信用金庫に本件パレードの協賛金を拠出させる見返りとする意図を窺わせる証拠は見当たらなかった。

確かに、本件補助金の予算は、当初要求額1億円の4倍である4億円に増額されたのであるから、著しい増額であるといえる。しかし、中小企業経営改善・成長力強化支援事業の財源は、県税等ではなく、国から交付される地域創生臨時交付金であるから、これを財源とする他の事業との調整等によって同事業に充てる余裕があれば、政策的に一定程度大きな金額を増額することもできる性質のものであるし、同事業に係る補助金の予算が第1期12億円、第2期8億円と推移して来た経緯からみれば、特に不合理、不自然であるとはいえない。また、金融機関から本件補助金の予算額を超える応募があったことからすれば、本件補助金の予算額4億円が必要と乖離した過大なものであったということはできない。

(4) 上記(2)、(3)のいずれにも片山元副知事が関与したことについて

ただ、片山元副知事が各信用金庫に対して本件パレードの協賛金の拠出を依頼した時期と近接した時期に本件補助金の予算の増額を指示したことから、片山元副知事の内心において両者を関連付ける意図があつたのではないかとの疑念を抱かれる余地がないとはいえない。そこで、この点について検討する。

片山元副知事は、同月16日以前に、財政課長に対して本件補助金の予算要求額を4億円程度とするよう指示したが、同月17日午後2時ころには本件パレードの協賛金の募集については一定の目途が付き、勧誘行動を同月20日までとする旨の意向をメールで関係者らに送信送付していた。

ところが、上記メールを送信した後に、本件パレードの事業費の不足を補うために更に多額の協賛金を募集しなければならない窮状にあることを知ったため、より多額の協賛金を効率的に募集する方法を模索するなかで、同月21日にW信用金庫の理事長に対して各信用金庫に協賛金の拠出を呼び掛けることを依頼した。

以上によれば、片山元副知事が本件補助金の予算の増額を指示した時点においては、各信用金庫に本件パレードの協賛金を2000万円規模で拠出させる意図ではなく、それとは無関係に本件補助金の予算の増額を指示したものと推測される。

(5) 各信用金庫が本件パレードの協賛金を拠出した理由

本件パレードにおいては、同月15日時点で協賛金の申込みをする意向が確認できなければ、パレードで使用するバス等に企業等の名称を掲載できず、それ以後に申込みをする意向を兵庫県に伝えて、各信用金庫にとっては広告宣伝効果がほとんどないことから、各信用金庫が本件パレード終了後に協賛金の申込みをしたことについて、他に何らかの見返りがあったのではないかとの疑問の余地がないとはいえない。

しかし、各信用金庫は、従来、自治体等が行うイベントに寄附の援助をしていたが、それは、広告宣伝というよりは地域への貢献という趣旨でしていたことが多く、本件パレードの協賛金も同様の趣旨で拠出したものである。なお、同月15日より後に協賛金の申込みをする意向を兵庫県に伝えた場合には、本件パレード開催時にはバス等に企業等の名称は掲載されず、本件パレード開催後にウェブサイトにリンクされる動画に協賛企業として名称が掲載されることとなったが、各信用金庫は名称が掲載されるか否か、また掲載方法いかんにかかわらず、本件パレードの資金調達に苦労している兵庫県に対し、地域貢献の一環として協力する意図で協賛金を拠出したことが認められた。したがって、各信用金庫において、兵庫県の依頼に応じて協賛金を拠出することによって兵庫県から補助金等の経済的利益やその他の便宜を受けることを期待していたとは認められない。

もっとも、各信用金庫が本件パレードの直前に急遽協賛金の拠出に応じた背景には、兵庫県と各信用金庫とが制度融資等において密接な関係にあること、片山元副知事が県政において強大な権限を有し、各信用金庫とも関わりあったことなどの事情があり、それが疑惑を抱かせる要因となり、結果として各信用金庫を本件文書に関わる問題に巻き込むことになったことは否定し難い。

#### (6) 本件文書が指摘する疑惑を抱かせる事態が発生した原因

片山元副知事が、本件パレードの直前、更に終了後まで、各信用金庫や団体に対して協賛金の拠出を依頼せざるを得ない事態に陥った原因としては、本件パレードの事業費を個人からのクラウドファンディングや企業等からの協賛金という確実な予測が困難な方法によって調達することにし、特にクラウドファンディングについては見込みが楽観的に過ぎ、結果的に兵庫県事務局が調達しなければならない協賛金の額が過大となり、無理が生じたことが考えられる。

本件パレードについては、兵庫県だけでなく大阪府や経済団体とともに構成された実行委員会において企画や予算が決定され、資金調達の方法等は大阪府の方針の影響が多分にあったことが窺われるが、そうであったとしても、兵庫県としては、本件パレードの資金調達を含む企画全般について、より無理のない現実的な方針を探るべきであったという点は指摘せざるを得ない。

### たとの指摘について

本件パレード実行委員会の兵庫県事務局において取り扱った企業等からの協賛金は、72件、総額9300万円であるが、兵庫県において、協賛金を拠出した企業等に対し、本件パレードの前後において特別な便宜供与をした事実は認められなかつた。

なお、本件文書には、「v社」の名前が掲記されている。しかし、同社は、兵庫県内の広範な地域に路線を有してバスを運行している公共交通機関である。そのため、兵庫県が同社又はその子会社に対して業務を委託して実施している事業があるほか、兵庫県から同社に対して公共交通バリアフリー化促進事業の補助金が交付されているなど、一定の関係はあるが、これらは、同社の公共交通機関としての役割からみて特段の便宜供与といえるものではなく、また、本件パレードの協賛金との関連性を裏付ける事情も認められなかつた。

### 3 本件パレードを担当した課長の問題について

(1) 本件文書の内容や本件パレード当時の役職、プロジェクトチームの構成からすれば、本件文書に記載された本件パレードを担当した課長とは、プロジェクトチームの副リーダーであった当時の県民生活部総務課長を指すものと認められる。

(2) 「不正行為」との記載について

本件文書には、同課長は「この一連の不正行為と大阪府との難しい調整に精神が持たず、」と記載されているところ、「不正行為」とは、本件補助金を増額し、それを本件パレードの協賛金として「キックバック」させたこと、すなわち、本件補助金を増額することを見返りとして協賛金を拠出させたことをいうものである。

なお、文脈からみて、本件文書の記載は同課長が「不正行為」に積極的に関わったとする趣旨ではなく、「不正行為」に巻き込まれ、精神面での健康を害した被害者であるという趣旨であると思料される。

しかし、本件補助金の増額と本件パレードの協賛金の拠出との間に見返り関係が認められないことは、上記1のとおりであるから、同課長の職務が「不正行為」と関わりがないことは明らかであり、この点についての本件文書の指摘は当たらない。

(3) 同課長の労務状況

しかし、本件パレードに係る業務を担当した職員が精神疾患を発症し、休職するに至ったのであれば、それは兵庫県の労務管理上重大な問題である。

前記第2の1のとおり、プロジェクトチームに配属された職員全員について質、量ともに多大な負担があった。

特に、副リーダーであった同課長は、前記第2の1(20)のとおり、本件パレード開催直前約1か月間の超過勤務時間が134時間56分に及ぶなど、連日、過酷な長

時間労働を余儀なくされていた。そのうえ、副リーダーの担当業務は、前記第2の1(4)のとおり、多岐にわたり、本件パレードの協賛金の拠出を企業等に直接依頼することはなかったとしても、本件パレードの資金調達が困難な状況が続く中で精神的にも負担が増大していたことが認められる。加えて、本件パレードに係る上記業務は、同課長がそれまでほとんど経験したことがないものであり、それによる緊張感、負担感も大きかったものと思料される。

地方公務員災害補償基金の「精神疾患等の公務災害の認定について」（第3次改正令和6年3月22日地基補第132号）には、精神疾患等の公務災害の対象となる「その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象」として、「発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合」が挙げられ、

「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について（第3次改正令和6年3月22日地基補第133号）の別表「業務負荷の分析表」には、「過重な負荷となる可能性のある業務例」として「新制度の創設、大規模な行事・イベント等の開催準備・運営などのため一定期間昼夜の別なく集中的に携わった場合」、「立場の異なる国の機関、他の地方公共団体及び関係団体等との間に立って一定の指向性を出すための説得、調整の作業に従事した場合」、「これまで経験したことのないような高度な企画、立案業務、又は予算、事業の取りまとめ調整業務に従事することになった場合」などが挙げられている。

プロジェクトチームの副リーダーに就任してから辞任するまでの同課長の業務内容は、上記公務災害の認定基準に照らしても、過重な負荷となる可能性のある業務であったことは明らかである。

使用者である兵庫県は、職員である同課長に対して安全配慮義務を負っていた（民法1条2項、労働契約法5条参照）ところ、その義務を怠って同課長を過重な負荷となる可能性のある業務に従事させたとすれば、同課長の業務に起因する疾病等について責任を負うことになる。兵庫県において同義務の履行に欠けるところがなかったかどうかについては、労務管理上重要な問題として正しく検証されなければならない。

#### 4 小括

上記のとおり、本件文書が本件パレードについて指摘する最も主要な問題である本件補助金の増額と本件パレードの協賛金との間に「キックバック」や「見返り」の関係があることは認められなかった。その他、本件パレードの協賛金を拠出した企業に対する便宜供与等の事実も認められなかった。

ただし、令和5年11月に、本件補助金の予算額をめぐる府内での検討過程で産業労働部の当初要求額から大幅な増額があったこと、その増額の指示をした片山元副

知事が信用金庫に対して本件パレードの協賛金の拠出を依頼した事実があることから、本件補助金の増額と本件パレードの協賛金の拠出との間に関連性があるとの指摘については、本件文書問題について各種報道がなされて社会の耳目を集め、本件補助金の予算額の推移などが具体的に報じられると、各方面からこの点が疑問視されたように、外形的にみて疑わしい事実の指摘であったと評価できる。

また、プロジェクトチームの副リーダーであった課長の労務環境について、超過勤務時間が増大し、業務内容としても過重な負荷のかかる状況にあった上、本件文書も指摘する大阪府側との難しい調整が多大な負担であったこと、また、本件パレードのクラウドファンディングが低調であり、兵庫県として協賛金を集めることに苦労していた状況も大いに負担であったことは認められるのであり、本件文書には、本件パレード実施に関連して、兵庫県の職員の労務環境において重大な問題があった点の指摘が含まれていたといえる。

以上のとおり、本件文書の当該箇所の記述が指摘しようとする問題については、その最も主要な内容である不正行為については、調査の結果事実とは認められなかつたが、当該箇所の記述に関連して、本件パレードの資金計画に無理があつたことを原因として兵庫県の行った協賛金の募集について疑念を生じさせかねない点があつたこと、また、本件パレードの業務を担当した職員が過重な負担のある労務環境に置かれていたことは事実であり、県政にとって軽視することのできない重要な指摘を含むものであったと評価することができる。